

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 7 月31日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 山口 敏寛

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 1143

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド
(Money Select Trust - South African Rand Fund,
a Series Trust of Money Select Trust)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
1,000億南アフリカ・ランド（約1兆210億円）を上限とします。
（注）南アフリカ・ランドの円貨換算は、平成27年5月29日現在の株式会社三菱東京
UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1南アフリカ・ランド=10.21円）によ
ります。以下、南アフリカ・ランドの金額表示は別途明記されない限りすべて
これによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

マナー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド（以下「ファンド」といいます。）

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面の受益証券で、追加型です。（以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）

ファンド証券について、管理会社（以下に定義します。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億南アフリカ・ランド（約 1 兆210億円）を上限とします。

（注）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

受益証券 1 口当りの発行価格は、申込みが受領された取引日（以下に定義します。）の直前の評価日（以下に定義します。）に計算される受益証券 1 口当り純資産価格（以下に定義します。）とします。

発行価格は下記（８）記載の申込取扱場所に照会することができます。

（５）【申込手数料】

該当事項はありません。

（６）【申込単位】

1,000口以上 1 口単位。また、野村證券株式会社（以下「野村證券」または「販売会社」といいます。）において取り扱う商品の利金または売却代金などのうちファンドの表示通貨で支払われるものによりファンド証券を取得する場合で、販売会社が応じ得る場合には、1 口以上 1 口単位。

（７）【申込期間】

2015年 8 月 1 日（土曜日）から2016年 7 月29日（金曜日）

ただし、各取引日に申込みの取扱いを行います。

（注）申込期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

（９）【払込期日】

投資家は、申込注文の成立を販売会社が確認した日から起算して日本での 4 営業日目までに申込金額を販売会社に支払うものとします。

（１０）【払込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

（注）申込金の総額は、販売会社により、ファンドの保管会社および事務代行会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）（以下「保管会社」または「事務代行会社」といいます。）の口座に、申込日から起算して 4 営業日目までに払い込まれます。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金はありません。

（ロ）引受等の概要

野村證券は、日本における販売会社としてグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2008年11月17日付契約（2015年4月14日付受益証券販売・買戻変更契約により修正済。）（以下合わせて「受益証券販売・買戻契約」といいます。）に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、野村證券をファンドに関して日本における代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券に関する目論見書（以下「目論見書」といいます。）を日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）に提出し、ファンド証券1口当り純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類をJSDAに提出する等の業務を行う協会員をいいます。

（ハ）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。受益証券の取得額の支払が日本円でなされる場合、南アフリカ・ランドと日本円との換算レートは、各申込みについて、注文の成立を販売会社が確認した日である約定日（通常、申込みを受け付けた取引日）における東京外国為替市場の相場に基づき、販売会社により決定されます。また、南アフリカ・ランドで支払うこともできます。

（二）日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドの投資目的は、元本の安定性と流動性の維持を図りながら、安定した収益を獲得することです。

ファンドは、南アフリカ・ランド建ての指名金銭債権、手形、公社債に投資を行うことにより、この目的を達成することを目指します。

信託証書（以下に定義します。）に基づき発行される受益証券数に制限はなく、管理会社の決定に従い、無額面です。

b. ファンドの性格

マネー セレクト トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」といいます。）と管理会社の間で締結された2008年11月17日付マスター信託証書（2008年11月28日付の修正証書、2009年1月5日付修正証書、さらに、2015年6月30日付（2015年7月31日効力発生）の修正証書により修正済。）（以下合わせて「マスター信託証書」といいます。）の条件および条項に従い組成されています。トラストについて、それぞれに該当する資産および負債が帰属する個別のポートフォリオまたはシリーズ（以下「シリーズ・トラスト」といいます。）が設定される場合があります。シリーズ・トラストにつき複数のクラスの受益証券が発行される場合があります。本書は、マスター信託証書および2008年11月17日付追補証書（2008年11月28日付の修正証書および修正追補証書により修正済。さらに、2009年1月5日付の修正証書および第二修正追補証書により修正済。）（以下合わせて「信託証書」といいます。）に従い設立された最初のシリーズ・トラストである、ファンドに関する情報を記載しています。

管理会社であるグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ルクセンブルグ金融監督委員会（CSSF）の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の個人への販売は、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）の第100条により禁じられています。

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープンエンド型の追加型投資信託として設定されました。

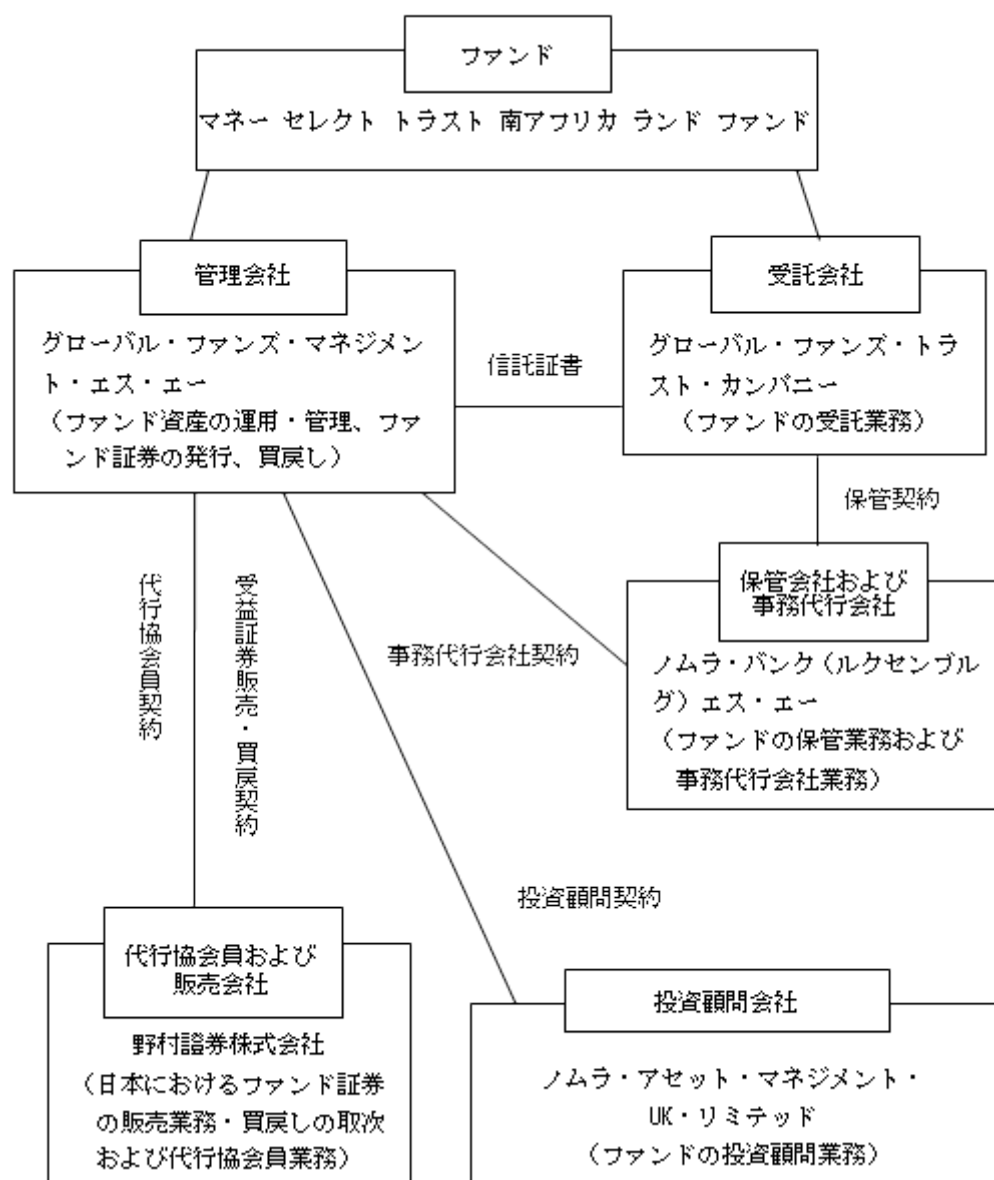
管理会社は、トラストの勘定で受益証券の発行を行う独占的権限ならびに信託証書、ファンドの目論見書および適用法の規定に常に従い、一般的に受益証券の発行および買戻し、ファンドの純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）の算出ならびにファンドからの（もしあれば）分配の支払のための手配または監督を含むトラストの業務一般の管理を行う独占的権限を有するものとします。

（２）【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社設立
2008年11月17日	マスター信託証書締結
2008年11月17日	追補証書締結
2008年11月28日	修正証書および修正追補証書締結
2009年1月5日	修正証書および第二修正追補証書締結
2009年1月26日	ファンドの運用開始
2015年6月30日	修正証書締結
2015年7月31日	2015年6月30日付修正証書の効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	信託証書を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの償還について規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	受託会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社および 事務代行会社	2008年11月17日付で受託会社との間で保管契約（以下「保管契約」といいます。）（注１）を締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。 2008年11月17日付で管理会社との間で事務代行会社契約（以下「事務代行会社契約」といいます。）（注２）を締結。ファンドの管理業務について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員および 日本における販売会社	2008年11月17日付（2015年５月20日付（2015年６月26日効力発生）で修正済。）で管理会社との間で代行協会員契約（以下「代行協会員契約」といいます。）（注３）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。 2008年11月17日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（2015年４月14日付受益証券販売・買戻変更契約により修正済。）（注４）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。
ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド (Nomura Asset Management U.K. Limited) (以下「投資顧問会社」といいます。)	投資顧問会社	2008年11月17日付で管理会社との間で投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）（注５）を締結。ファンドのための投資顧問業務について規定しています。

（注１）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管および受渡し等の保管業務を提供することを約する契約です。

（注２）事務代行会社契約とは、事務代行会社が、ファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、登録、譲渡および買戻サービスを提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って管理業務一般を遂行する契約です。

（注３）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、目論見書のJSDAに対する提出および販売会社への送付、ファンドの受益証券１口当り純資産価格の公表ならびに運用報告書その他の書類のJSDAに対する提出および販売会社への送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注４）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

（注５）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに対し、ファンドの投資対象の選定、購入、換金および運用等の投資顧問業務を提供することを約する契約です。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグ1915年8月10日法（その後の改正を含みます。）（以下「1915年8月10日法」といいます。なお、「ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）」という場合があります。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年8月10日法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

2010年法の第16章のもと、管理会社として以下の2種類の免許を取得することができます。

- (a) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ヴィークルの運用に責任を有するか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）を任命した上で、AIFの管理会社として行為するかまたは許容条件の範囲で1つもしくは複数のAIFの運用に責任を有する管理会社

- (b) 外部のAIFMを任命せずにAIFMDに規定されるAIFの運用に責任を有する管理会社

管理会社は、AIFMDに基づくAIFMとして認可されています。

() 事業の目的

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第1条第46項に規定されるAIFMです。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年法の第5条第2項および別表Iに基づき、AIFMDに規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する2010年法第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、(1) 顧客毎の一任運用、(2) 投資顧問業務、(3) 投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または(4) 2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

() 資本金の額（2015年5月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約5,085万円）で、2015年5月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約339万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2015年5月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝135.61円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

() 会社の沿革

1991年7月8日設立。

() 大株主の状況

(2015年5月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	株 15	% 100.00

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、信託法（2011年改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および同法に基づき規定された本規則（以下に定義します。）により規制されています。

準拠法の内容

() 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この分野に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。概念上、投資信託においては、買付者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

() ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

() 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（その後の改正を含みます。）

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含みます。）（以下合わせて「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

本規則は、新設の一般投資家向け投資信託に、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に対する一般投資家向け投資信託免許を受けるための申請を義務づけることにより運用されています。交付される投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の1つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に、一般投資家向け投資信託の証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、証券の純資産価格ならびに発行価格および買戻価格の計算方法、証券に付随する権利および制限が変更される条件および状況（該当する場合）を含む一般投資家向け投資信託の証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、一般投資家向け投資信託の証券の買戻しまたはかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などに関する条項を入れることを義務づけています。

本規則は、一般投資家向け投資信託がミューチュアル・ファンド法に従い、CIMAが承認した事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。事務代行会社を変更する場合、当該変更の1ヶ月前までに書面でCIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および事務代行会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前の承認を得ずに事務代行会社を変更することはできません。

さらに事務代行会社は、投資家が通常の営業時間内に閲覧することができるよう、投資家名簿の写しを保管し、投資家が一般投資家向け投資信託の証券の直近の発行価格および償還価格または買戻価格を請求に応じて無料で入手することができるようにならなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（優良ブローカー）を任命し、維持しなければなりません。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）（以下「マネー・ロンダリング防止規制」といいます。）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいいます。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資家および保管会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければなりません。インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびインベストメント・アドバイザー以外のサービス提供者に通知しなければなりません。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を得なければなりません。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。中間財務諸表については、当該一般投資家向け投資信託の目論見書に記載した要領で作成したものを配付すればよいものとされています。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（ ）ケイマン諸島金融庁に対する開示

トラストは、ファンドに関する目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資を検討されている投資家がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をするために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、トラストおよびファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

トラストはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、ミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）（ミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則（2012年）による改正を含みます。）に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。

監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- (a) 弁済期に債務を履行できない、またはできない可能性が生じること。
- (b) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しているもしくは事業を解散している、またはその旨意図していること。
- (c) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法（2013年改正）、マネー・ロンダリング防止規制または免許の内容を遵守せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

トラストおよびファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド（Ernst & Young Ltd.）です。トラストの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則」といいます。）に基づいて行われます。

事務代行会社は、

- (a) ファンドの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと
- (b) 受託会社または管理会社が、その設立文書または目論見書の規定に従ったファンドの業務または投資活動を事実上、遂行していないこと

を認識した場合、事務代行会社は、かかる情報を確認した後可及的速やかに、

- (イ) 当該事項を受託会社に書面にて報告し、

- (ロ) 当該報告書の写しおよび当該報告書に該当する状況をCIMAに提出しなければなりません。次期の中間または定期報告書が、次期の年次報告書以前に配付される場合、かかる報告書またはその適切な要約が、ファンドの次期の年次報告書および次期の中間または定期報告書に含まれていなければなりません。

事務代行会社は、以下について、可及的速やかにCIMAに書面にて通知しなければなりません。

- (a) ファンドの申込み、償還または買戻しの停止およびかかる停止理由
(b) ファンドを清算する意向およびかかる清算理由

受託会社は、各会計年度末の6ヶ月後から20日以内にファンドの業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出するか、または提出させることが義務付けられており、当該報告書には、ファンドに関連して以下が記載されていなければなりません。

- (a) ファンドの名称およびすべての旧名称
(b) 投資家が保有する各受益証券の純資産価格
(c) 純資産価格および各受益証券の前報告期間比変動率
(d) 純資産額
(e) 関連する報告期間における新規申込みの受益証券口数および額
(f) 関連する報告期間における償還または買戻しの受益証券口数および額
(g) 報告期間末日における発行済受益証券の総数

受託会社は、毎年1回、以下を確認し、受託会社が署名した宣誓書をCIMAに提出するか、または提出させなければなりません。

- (a) 受託会社が知り得る限り、ファンドの投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること
(b) ファンドは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないこと

ファンドは、事務代行会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（事務代行会社以外の）役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（保管会社以外の）役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家およびその他役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

- () 受益者に対する開示

会計帳簿および記録：受益者への報告書

ファンドの会計帳簿および記録は事務代行会社の事務所で保管されます。会計書類作成にあたって使用される受益証券の価格は、決算日付の純資産価格となります。各評価日（後記「第2 1 (イ) 海外における販売手続等」の項目に定義および詳述されます。）における純資産価格は、原則として、当該評価日に計算された後、受益者名簿に名前のある各受益者により事務代行会社の事務所に閲覧可能です。ファンドの年次報告書はルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されます。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4ヶ月以内および半期終了時から2ヶ月以内に、それぞれ受益者名簿に名前のある受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年1月31日に終了します。

日本における開示

- () 監督官庁に対する開示

- (a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、（1）基本情報（（ ）ファンドの名称、（ ）管理会社等の情報、（ ）ファンドの目的・特色、（ ）投資リスク、（ ）運用実績および（ ）手続・手数料等）および（2）追加的情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書（ただし、第三部「特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」から「第4 その他」までに掲げる事項を除きます。）と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、そ

れぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。代行協会員は、規則（以下に定義します。）に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準（以下「外国証券の取引に関する規則に基づく選別基準」といいます。）に関する確認書を提出しています。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

なお、2014年12月1日以後に計算期間の末日が到来するファンドについては、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

() 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実が販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

2014年12月1日以後に計算期間の末日が到来するファンドにかかる運用報告書は、上記（ ）（b）により2種類作成されます。

交付運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。運用報告書（全体版）は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

（６）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法上、投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法上の規制により、CIMAへ規定の書類および監査済財務書類を年次で提出します。規制投資信託として、CIMAは、いつでもトラストに、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社の取締役は、高額の前金に服す可能性があり、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、または投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行についてトラストにアドバイスを与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

主要な投資目的

ファンドの投資目的は、元本の安定性と流動性の維持を図りながら、安定した収益を獲得することです。ファンドは、南アフリカ・ランド建ての指名金銭債権、手形、公社債に投資を行うことにより、この目的を達成することを目指します。

投資方針

ファンドは、信用力が高い（ ）南アフリカ共和国ならびにその機関の発行する証券、（ ）南アフリカ共和国および南アフリカ共和国以外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、（ ）南アフリカ共和国および南アフリカ共和国以外の会社およびその他の事業体の発行するコマーシャル・ペーパーおよびその他の短期債務証券、ならびに（ ）受託会社が投資顧問会社と協議の上で本書記載のファンドの投資方針に照らして適切かつ適合すると合理的に判断する買戻条件付取引およびその他の投資対象に投資します。なお、ファンドはいかなる種類の株式にも投資を行いません。

ファンドの投資対象は、スタンダード＆プアーズによる格付でA-1以上、ムーディーズによる格付でP-1、または国際的に認知されている他の格付業者からこれと同等の格付を付与されたもの、もしくは格付を付与されていない場合は、投資顧問会社と協議の上の受託会社の合理的な判断により、投資時にこれと同等とみなされるものとします。

ファンドは投資にあたって、分散投資を行うことを基本としますが、ファンドの資産規模が小さい場合、十分な分散が図れない場合があります。

ファンドのポートフォリオを構成するすべての証券および金融商品は、その加重平均残存期間が12ヶ月を超えることがないように投資されます。通常の場合、ファンドの加重平均残存期間は90日以下です。

ファンドは、金利変動に対する全般的なヘッジの目的で、金利先物契約を売却することがあります。また、同様の目的で、金利に係るコール・オプションを売却し、もしくは金利に係るプット・オプションを購入し、またはこれらの種類の取引に特化した高格付の金融機関との個別契約により金利スワップ契約を締結することがあります。ただし、金利に係る先物契約、先渡契約、オプションおよびスワップ取引に関連する約定の総額は、当該契約に対応する通貨でファンドがヘッジし、保有する資産の推定市場価格の総額を超えてはなりません。

ファンドの投資対象国などにおける非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害および／または重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向による特定の状況においては、上記の投資方針が維持できない場合があります。ファンドがその投資目的を達成できるとの保証も、多額の損失を回避できるとの保証もありません。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」ならびに後記「（５）投資制限」(a)および(b)の項をご参照下さい。

（３）【運用体制】

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資に関する運用を行う投資顧問会社にノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドを任命しました。

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームおよびクレジット・リサーチ・チームが中心となって、ファンドの運用リスクを適切に管理し、ファンドのポートフォリオを構築しています。

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームは、投資対象やファンドタイプによって分かれている同社のインベスト部門のチームのひとつで、ポートフォリオ・マネジャー３名で構成されています。また、クレジット・リサーチ・チームも同社インベスト部門のチームのひとつです。

ファンドの運用は、ファンドの純資産総額、経済ファンダメンタルズ、金利リスクおよびクレジット・リスクなどの分析を通して、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドにおいて毎月開かれるフィックス・インカム・インベストメント委員会で決定される投資方針を基に実行されます。

ファンドの運用を中心的に行っているノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのチームの人員構成は以下のとおりです。

マネー・マーケット・ファンド・チーム

ポートフォリオ・マネジャー 3名

クレジット・リサーチ・チーム

信用分析アナリスト 5名

上記の体制は2015年5月末日現在のものであり、随時変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

管理会社は、いつでも、受託会社および投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する受益証券口数に応じてファンドの分配可能な投資収益およびファンドの実現売買益から分配を行うことができます。管理会社はまた、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合、受託会社および投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本部分から分配を行うことができます。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われます。ただし、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

ファンドは、その資産の投資に係る以下の投資制限に服します。

- (a) ファンドは、日本の金融商品取引法で定義される「有価証券」に、資産の50%以上を投資することはできません。
- (b) ファンドが投資する証券および短期金融商品は、日本の法律に定められている以下に掲げるもの、または管理会社が投資に際し、投資顧問会社と協議の上、それらの証券および短期金融商品と同等であると判断するものに限り、
 - (i) 国債証券
 - (ii) 地方債証券
 - (iii) 特別の法律により法人が発行する債券
 - (iv) 社債券（社債券と新株引受権証券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (v) 資産の流動化に関する法律に規定される特定社債券
 - (vi) コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーを含みます。）
 - (vii) 外国または外国法人が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

- (viii) 預金（外国法人が発行する譲渡性預金証書を除きます。）
- (ix) コールローン
- (x) 指名金銭債権（指名債権であって金銭の支払を目的とするもの）
- (xi) 手形
- (c) ファンドは、いかなる種類の株式にも投資を行いません。
- (d) ファンドは、ファンドの資産をもって証券の引受けまたは元引受けを行うことはできません。
- (e) ファンドは、証券を信用取引で購入してはなりません。また、証券の空売りを行いません。ただし、ファンドは先物取引および先渡取引（およびこれらに関するオプション取引）に関し、当初および維持証拠金を預託することができます。
- (f) ファンドは、不動産等の固定資産への投資を行いません。
- (g) ファンドは、貴金属および貴金属関連商品への投資を行いません。
- (h) 管理会社は、下記(2)記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドが所有または保有する証券に担保権、質権または抵当権を設定しません。また、いかなる方法であれ、当該証券を債務の担保として譲渡しないものとします。ただし、将来発行時もしくは後日引渡約定による証券の売買、およびオプションの売り、または先物取引、先渡取引もしくはスワップ契約の売買に関する担保設定は、資産への担保権設定とはみなされません。
- (i) ファンドは、流動性に欠ける資産に対して、純資産総額の15%を超えて投資を行いません。
- (j) ファンドは、投資信託が発行する証券または受益証券への投資を行いません。
- ファンドはまた、その資産の投資に係る、JSDAが昭和48年12月4日に採択した外国証券の取引に関する規則（改訂済）（以下「規則」といいます。）の制限を含めた資産の投資に係る以下の投資制限に服します。
- (1) 空売りの制限 空売りをを行った証券の時価総額は、ファンドの純資産総額以下であること。
- (2) 借入の制限 総額でファンドの純資産総額の10%を超える借入れは禁止されています。ただし、合併、統合やその同等の臨時または緊急の場合には、一時的にこの10%の制限を超過することができます。
- (3) 株式の取得の制限 ファンドは、（ ）いかなる種類の株式にも投資せず、（ ）株式投資を行わず、（ ）株式または株式に投資を行う契約型投資信託に投資せず、（ ）会社型投資信託に投資しません。
- (4) 流動性の低い証券に対する投資の制限 ファンドは、私募証券、非上場証券または不動産といった流動性に欠ける資産に投資する場合に、これらの投資対象の評価方法の透明性を維持するための適切な方法を取ります。
- (5) 利害関係人との取引の制限 受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運用を害するような取引、例えば受託会社、管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。
- 日本において受益証券の募集が行われている時に、JSDAの規則に基づく前述の制限が、JSDAの基準に従って要求されなくなった場合には、かかる制限は適用されないものとします。
- ファンドはまた、本規則に服し、したがって受託会社、管理会社および投資顧問会社のいずれもファンドを代理して、
- (6) 受託会社、管理会社および投資顧問会社自身または受託会社、管理会社および投資顧問会社の取締役を相手方とする取引を行ってはなりません。
- (7) 受託会社、管理会社および投資顧問会社またはファンド以外の当事者の利益を図るために取引を行ってはなりません。
- (8) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易ではない投資の場合、ファンドが所有するこれらの投資対象の価額がファンドの純資産総額の15%を超える投資を行ってはなりません。
- 本書に定める主要な投資目的および方針に従い、また上記(3)のとおり、ファンドは株式に投資しませんので、本規則に規定される株式投資に関する制限は、ファンドに適用されません。
- 受託会社および管理会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しない、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

ファンドへの投資は高いリスクを伴います。ファンドの目的が達成される保証も、投資元本を回収できる保証もなく、純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。また、投資顧問会社およびその関係者が、ファンドに関連して潜在的な利益相反に直面する場合があります。

リスク要因

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利の変動により有価証券の価格が変動することを意味します。通常、確定利付債券の価格は金利上昇時に下落する傾向にあり、これによりファンドの受益証券1口当り純資産価格（以下「受益証券1口当り純資産価格」といいます。）が下落することがあります。さらに、金利の低下により、短期金融商品による収益（経過利息）が減少することがあります。

信用リスク

信用リスクとは、ファンドの投資対象である有価証券および短期金融商品の発行会社が、その財政難、事業不振またはその他の理由により、予め決められた条件で利息または償還金を支払うことができなくなる債務不履行リスクをいいます。通常、債務不履行が生じた場合または債務不履行が予想される場合、有価証券および短期金融商品の価格は下落し、これによりファンドの受益証券1口当り純資産価格が下落することがあります。

また、有価証券の価格が、当該有価証券の発行会社に付与された格付の変更により下落するリスクがあります。

カントリー・リスク

ファンドは、新興国市場の有価証券および短期金融商品に投資を行います。新興国市場における政治および経済の構造は著しく変化しかつ急速に発展している可能性があり、そのような国においては、先進国が有する社会的、政治的および経済的安定性が欠如していることがあります。さらに、想定外の政治的または社会的状況の変化が、ファンドの投資対象の価値およびそれらの新興国市場における継続的な投資に影響を及ぼす可能性があります。新興国市場における証券市場が小規模でかつ未成熟であること、およびそのような市場における有価証券の取引量が限定的であることにより、発達した証券市場を有する国（例えば、米国、日本および西ヨーロッパ諸国の大部分）に対する投資に比べて、新興国に対するファンドの投資の流動性が低く、変動性が高くなる可能性があります。

市場リスクおよび選定リスク

市場リスクとは、ファンドが投資を行う1つ以上の市場の価値が下落するリスクをいい、市場が予測できないほど急速に下落する可能性を含みます。選定リスクとは、投資顧問会社が選定した有価証券および短期金融商品が、同様の投資目的および投資戦略を有する他の投資家が選定した市場、関連した指数および有価証券のリターンを下回るリスクをいいます。

デリバティブ・リスク

ファンドは、投資のヘッジ目的でデリバティブ商品を利用することがあります。デリバティブ商品により、他の種類の金融商品に比べ、ファンドはそのリスク・エクスポージャーを迅速かつ効率的に増減させることができます。デリバティブは変動性が高く、以下を含む、重大なリスクを伴います。

信用リスク

デリバティブ取引における相手方当事者（取引相手方）がファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。

通貨リスク

通貨間の為替レートの変動が投資対象の価値に悪影響を及ぼすリスク。

レバレッジ・リスク

市場における比較的小さな変動により投資対象の価値が大きく変動する、特定の種類の投資または取引戦略に関連したリスク。レバレッジを伴う特定の投資または取引戦略により、当初投資額を大きく上回る損失が生じる可能性があります。

流動性リスク

特定の有価証券について、売り手がこれを売却したい時期に、または売り手が当該有価証券について現在の価値と考える価格で売却することが困難または不可能であるリスク。

受益証券の価格および当該受益証券からの収益は減少することもあるれば、増加することもあり、投資家は、投資額を回収できない可能性があることに留意して下さい。

ファンドがその目的を達成するとの保証はありません。投資家は、極端な場合には、投資金額のすべてを失う可能性があることに留意して下さい。

ファンドの直接的および間接的な投資は、市場の価格変動に起因する市場リスクおよび他のリスクを伴います。受益者は、ファンドが得る利益、被る損失および負担する費用はすべて受益者に帰属するという点に留意して下さい。

ファンドの資産は外貨建てとなっていますので、日本円から投資する場合は、その投資価値はその時々の為替レートの影響を受けます。

日本証券業協会（JSDA）の定めるデリバティブ取引

ファンドは、JSDAの規則に定められたデリバティブ取引を行っておりません。

利益相反

受託会社、投資顧問会社および管理会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、コンサルタント、管理者、事務代行者、保管者、マネージャーまたは販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、受託会社、投資顧問会社または管理会社は、必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

受託会社は、ファンドの勘定で、関係当事者もしくはかかる者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定から証券を取得し、またはこれらに対し証券を売却することができます。

関係当事者（受託会社、投資顧問会社および管理会社を除きます。）は、自らが適切と判断する場合、受益証券を保有し、かつこれを取扱うことができます。関係当事者は、ファンドが類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象を購入、保有および取引することができます。関係当事者は、受益者またはその証券がファンドによるかしくはファンドの勘定で保有されている主体との間で、契約を行うかまたは金融取引もしくはその他の取引を行うことができ、また当該契約または取引に利害関係を有することができます。さらに、関係当事者は、ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行した投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ることができます。

リスク管理

前記「２（３）運用体制」の項をご参照下さい。同項の記載は、2015年５月末日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

該当事項はありません。

（２）【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

（３）【管理報酬等】

管理会社の報酬 管理会社は、管理会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日（以下に定義します。）以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01％に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、（ ）投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに（ ）ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務への対価として受領されます。

受託会社の報酬 受託会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01％に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、信託証書およびケイマン諸島の法律に規定される義務の履行への対価として受託会社が受領します。

事務代行会社の報酬 事務代行会社は、ファンドに関する役務につき、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.08％に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、（ ）ファンドの純資産価格の計算業務、（ ）ファンドの財務書類の作成、（ ）法務およびファンドの会計管理業務、（ ）マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止、（ ）規制遵守に関する監視、（ ）受益者名簿の管理、（ ）収益の分配、（ ）受益証券の買付けおよび買戻しの処理ならびに（ ）記録管理業務への対価として受領されます。

保管会社の報酬 保管会社は、ファンドに関する役務につき、保管会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.02％に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、（ ）ファンド資産である金融商品およびその他の資産の保管、（ ）キャッシュフローの監視ならびに（ ）選定された監視および監督業務の実施への対価として受領されます。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

代行協会員の報酬 代行協会員は、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、本書の規定に基づき算出される各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.5％以下に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、（ ）ファンドの目論見書および決算報告書等のJSDAへの提出業務、（ ）純資産価格の公表業務、および（ ）これらに付随する業務への対価として受領されます。

なお、代行協会員は管理会社の承認を得たうえで、販売会社に対し、ファンドの販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等の業務に関する対価として、代行協会員報酬から報酬を支払う場合があります。

投資顧問会社の報酬 投資顧問会社は、ファンドに関する役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産

額の平均値の、以下に定める年率で（およびファンドのために直接負担した立替実費を）、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

25億南アフリカ・ランド以下の部分	0.200%
25億南アフリカ・ランド超 50億南アフリカ・ランド以下の部分	0.175%
50億南アフリカ・ランド超 200億南アフリカ・ランド以下の部分	0.150%
200億南アフリカ・ランド超の部分	0.125%

当該報酬は、ファンドの目論見書および信託証書に従い、ファンドの定められた投資目的および方針を達成することを目指して投資判断を行い、かつファンドの資産を投資および再投資することへの対価として受領されます。

2015年1月31日に終了した会計年度中の上記各報酬額は、以下のとおりです。

管理会社の報酬	33,618南アフリカ・ランド
受託会社の報酬	33,618南アフリカ・ランド
事務代行会社の報酬	268,874南アフリカ・ランド
保管会社の報酬	70,863南アフリカ・ランド
代行協会の報酬	1,680,285南アフリカ・ランド
投資顧問会社の報酬	672,354南アフリカ・ランド

（４）【その他の手数料等】

受託会社は、設立費用（および該当する当事者により、または該当する当事者のために支払われた設立費用（もしあれば））をファンドの資産から支払うものとし、この費用は、5年を超えない期間で償却されます。

受託会社、管理会社、投資顧問会社、保管会社、代行協会および事務代行会社の報酬は、各シリーズ・トラストの資産から、2019年1月31日（当日を含みます。）まで（ただし、信託証書の条項に従い、かかるシリーズ・トラストが早期に償還する場合を除きます。）支払われます。

さらに、独立会計士費用や弁護士費用（ファンドに関する契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価）、監査費用（ファンドの会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価）といったその他費用および経費のすべてを、ファンドが負担します。

2015年1月31日に終了した会計年度中のその他経費は、1,416,971南アフリカ・ランドです。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領したアドバイスに基づいています。受益者への課税が下記とは異なることがある旨ご留意下さい。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、ご注意ください。

（Ａ）日本

ファンドの日本の税法上の取扱いは必ずしも明確ではありませんが、公募公社債等運用投資信託として取扱われるものと考えられます。かかる取扱いによる場合、日本の受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります（なお、税務当局が、ファンドを、公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託として取扱う可能性もありますが、その場合も、本書の日付現在、以下と同様の取扱いとなります。）。

- (1) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されません。
- (2) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。
- (3) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。
- (4) 償還益については、表示通貨ベースの償還価額が元本相当額（管理会社が算出します）を上回る額について、分配金と同じ扱いとなります。

< 2016年1月1日以降の課税上の取扱いについて >

2016年1月1日以降、公募公社債等運用投資信託については、以下のように課税上の取扱いが変更されます。

- (1) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。
- (2) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。
- (3) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人受益者の売買益も課税の対象となります。かかる売買益についての申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）です。また、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等（2016年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下同じです。）の譲渡所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
- (4) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、上記(3)と同様の扱いとなります。
- (5) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）上記の税金に加え、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、2037年12月31日まで、上記各記載の所得税率に基づく所得税額に対して2.1%の税率による復興特別所得税が課されます。また、日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

なお、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

（B）ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島の総督から、信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価額上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またその財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領しています。

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5【運用状況】

管理会社により管理されるファンドの運用状況は以下のとおりです。

(1) 【投資状況】

(2015年 5 月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (南アフリカ・ランド)	投資比率 (%)
固定利付債	英国	46,972,998	14.07
現金、預金およびその他の資産 (負債控除後)		286,947,352	85.93
純資産総額		333,920,349 (3,409,326,763円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2015年 5 月末日現在)

順位	銘柄名	発行地	種類	利率 (%)	満期日	額面金額 (南アフリカ・ランド)	簿価 (南アフリカ・ランド)	時価 (南アフリカ・ランド)	投資比率 (%)
1	アジア開発銀行	英国	固定利付債	6.50	2015年 11月17日	18,000,000	17,959,500	17,966,986	5.38
2	ドイツ復興金融公庫	英国	固定利付債	7.50	2015年 6月22日	15,000,000	15,008,700	15,008,700	4.49
3	アジア開発銀行	英国	固定利付債	6.50	2015年 6月22日	14,000,000	13,986,000	13,997,312	4.19

(注) 上記の他、投資有価証券はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2015年 5 月末日現在)

順位	銘柄名	種類	利率 (%)	満期日	時価 (南アフリカ・ランド)	投資比率 (%)
1	BNPパリバ	預金	6.00	2015年 6 月 3 日	95,907,000	28.72
2	ラボバンク	預金	6.10	2015年 6 月 2 日	95,820,000	28.70
3	クレディ・アグリコル・CIB	預金	6.05	2015年 6 月 1 日	94,309,000	28.24
4	ING銀行	預金	6.20	2015年 7 月29日	17,000,000	5.09

(注) 上記の他、その他投資資産はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2014年6月1日から2015年5月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口
当り純資産価格の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(南アフリカ・ランド)	(円)	(南アフリカ・ランド)	(円)
第1会計年度末 (2010年1月31日)	148,730,942	1,518,542,918	0.0106957	0.1092
第2会計年度末 (2011年1月31日)	225,314,494	2,300,460,984	0.0112681	0.1150
第3会計年度末 (2012年1月31日)	437,657,859	4,468,486,740	0.0117825	0.1203
第4会計年度末 (2013年1月31日)	322,578,303	3,293,524,474	0.0122902	0.1255
第5会計年度末 (2014年1月31日)	345,833,592	3,530,960,974	0.0127913	0.1306
第6会計年度末 (2015年1月31日)	323,044,512	3,298,284,468	0.0133728	0.1365
2014年6月末日	349,274,246	3,566,090,052	0.0130159	0.1329
7月末日	342,083,000	3,492,667,430	0.0130684	0.1334
8月末日	337,770,432	3,448,636,111	0.0131166	0.1339
9月末日	341,102,508	3,482,656,607	0.0131686	0.1345
10月末日	343,557,320	3,507,720,237	0.0132216	0.1350
11月末日	313,500,997	3,200,845,179	0.0132694	0.1355
12月末日	316,776,366	3,234,286,697	0.0133229	0.1360
2015年1月末日	323,044,512	3,298,284,468	0.0133728	0.1365
2月末日	328,788,711	3,356,932,739	0.0134208	0.1370
3月末日	347,610,472	3,549,102,919	0.0134770	0.1376
4月末日	341,673,323	3,488,484,628	0.0135307	0.1381
5月末日	333,920,349	3,409,326,763	0.0135843	0.1387

【分配の推移】

期間	分配金(南アフリカ・ランド)
第1会計年度	0
第2会計年度	0
第3会計年度	0
第4会計年度	0
第5会計年度	0
第6会計年度	0

【収益率の推移】

期間	収益率（注）
第 1 会計年度	6.96%
第 2 会計年度	5.35%
第 3 会計年度	4.57%
第 4 会計年度	4.31%
第 5 会計年度	4.08%
第 6 会計年度	4.55%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の受益証券 1 口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の受益証券 1 口当り純資産価格。第 1 会計年度の場合、ファンド設定時の受益証券 1 口当り純資産価格（0.01南アフリカ・ランド）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（注）
2009年	6.43%
2010年	5.47%
2011年	4.46%
2012年	4.43%
2013年	4.08%
2014年	4.53%
2015年	1.96%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末（2015年については5月末日）の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格。2009年の場合は、ファンド設定時の受益証券1口当り純資産価格（0.01南アフリカ・ランド）

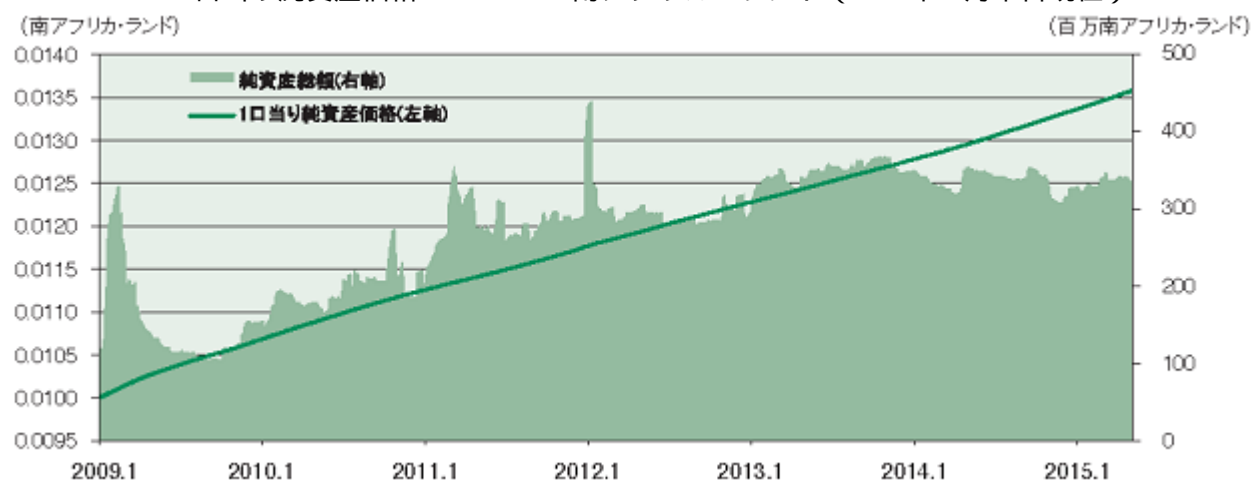
なお、ファンドにはベンチマークはありません。

（参考情報）

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移

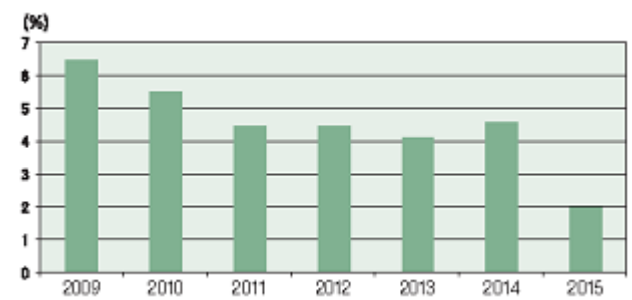
純資産総額 334百万南アフリカ・ランド /

1口当り純資産価格 0.0135843南アフリカ・ランド（2015年5月末日現在）



収益率の推移（暦年ベース）

* 2009年は1月26日から12月末まで、2015年は5月末まで



（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	55,387,140,622 (55,387,140,622)	41,481,401,049 (41,481,401,049)	13,905,739,573 (13,905,739,573)
第２会計年度	36,438,511,438 (36,438,511,438)	30,348,529,867 (30,348,529,867)	19,995,721,144 (19,995,721,144)
第３会計年度	50,289,545,913 (50,289,545,913)	33,140,645,098 (33,140,645,098)	37,144,621,959 (37,144,621,959)
第４会計年度	19,681,818,752 (19,681,818,752)	30,579,587,725 (30,579,587,725)	26,246,852,986 (26,246,852,986)
第５会計年度	13,415,608,610 (13,415,608,610)	12,625,790,666 (12,625,790,666)	27,036,670,930 (27,036,670,930)
第６会計年度	8,451,769,887 (8,451,769,887)	11,331,574,643 (11,331,574,643)	24,156,866,174 (24,156,866,174)

（注）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）海外における販売手続等

受益証券の発行は、受益証券の購入に係る申込書を受領した当該取引日（以下に定義します。）の直前の評価日（以下に定義します。）のルクセンブルグにおける営業終了時点の受益証券1口当たり純資産価格（下記「3（1）資産の評価」をご参照下さい。）に等しい価格で、各取引日に適格投資家（以下に定義します。）に対し行われます。既存の受益者および適格投資家の最低取得申込口数は、1,000口です。1,000口を超過する分の取得申込口数は1口単位、または管理会社がその裁量により決定するその他の口数とします。ただし、最低取得申込口数は、日本における販売会社の裁量により1口以上の単位に引き下げられる場合があります。販売手数料はかかりません。

受益証券の購入に係る申込書は、当該取引日の正午（ルクセンブルグ時間）までに、または受託会社が随時決定するその他の期間までに事務代行会社により受領されなければなりません。また申込代金は、当該取引日（当日を含みます。）から4営業日（以下に定義します。）以内に、事務代行会社により受領されなければなりません。管理会社は、受託会社と協議の上、受益証券の全部または一部に係る購入注文を拒絶することができ、また、上記の適切に記入済の申込書および支払を適時に受領していない注文を取り消すことができます。

「営業日」、「評価日」および「取引日」の定義

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび南アフリカ共和国の各々において銀行が営業を行っている日、ならびに日本において販売会社が営業を行っている日、ならびに／または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。ただし、上記にかかわらず、いかなる場合も毎年12月24日は営業日ではありません。

「評価日」とは、各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

「取引日」とは、各評価日および／または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

適格投資家

受益証券は、適格投資家に対してのみ募集および販売されるものとします。ケイマン諸島の居住者であるか、ケイマン諸島に住所を置く者（ケイマン諸島で設立された適用除外または通常为非居住会社は含まれません。）は、受益証券を保有できません。受益証券の販売が違法となる投資家への受益証券の販売および譲渡もトラストの方針により禁じられています。受託会社は、かかる禁止事項に反して販売されたか、その他取得された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かつこれを行使する意向です。

「適格投資家」とは、（ ）「米国人」（1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）（以下「米国証券法」といいます。）に基づく規則第902条に定義されます。）でない者・会社もしくは団体、（ ）「非米国人」（米国商品取引所法（以下「米国商品取引所法」といいます。）第4.7条に定義されます。）である者・会社もしくは団体、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者でない者、もしくはケイマン諸島に住所を置く者・会社もしくは団体（ケイマン諸島で設立された免税団体または非居住の団体を除きます。）でない者、または（ ）上記（ ）、（ ）もしくは（ ）に記載された者もしくは団体の保管者、名義人もしくは受託者でない者・会社もしくは団体をいいます。

受益証券は、米国証券法と州の証券法に基づく受益証券の登録および1940年米国投資会社法（その後の改正を含みます。）または米国商品取引所法に基づくトラストの登録が必要となり得るような販売を除外することを図る状況下で、非米国人である投資家に対し米国国外で募集されます。各購入者は、当該受益証券の実質所有者が適格投資家であり、受益証券の分売目的ではなく投資を目的として受益証券を購入することを証明しなければなりません。そのほか、トラストは、日本以外の法域の証券法に基づく登録の届出をしておらず、その意図もなく、したがって、投資を検討されている投資家は、受益証券の購入の前に、受益証券に関係するその市民権、居住地または住所を有する国での自らに関連する証券法およびその他法律上の要件にご留意下さい。

マネー・ロンダリング防止規制

マネー・ロンダリング防止を目的とした法律または規制を遵守するために、受託会社はトラストに関してマネー・ロンダリング防止手続を採用しかつ維持することが義務付けられています。許容された場合で、一定の制限に従う場合には、受託会社はまた、しかるべき者に対し、かかるマネー・ロンダリング防止手続（デューデリジェンス情報の取得を含みます。）の維持を委託する場合があります。

マネー・ロンダリング防止およびテロリストへの融資防止を目的とした受託会社の責任の一環として、事務代行会社は、申込者の身元の確認を要求します。

事務代行会社は、管理会社による委託に従い、トラストに対し、ルクセンブルグ大公国のすべての法律、規則および規制を遵守し、かつマネー・ロンダリングまたはテロリストへの融資と疑われる申込者の行為の発見および報告を企図したマネー・ロンダリング防止の実務およびテロリストへの融資防止手続を適用します。ただし、事務代行会社は、受益証券が販売会社名義で登録される場合、日本における申込者の身元および関連する「適合性原則」事項の確認について販売会社に依拠します。かかる点において、また上記手続および義務に従い、事務代行会社は必要な場合、販売会社に対して関連書類一式を請求することができます。

事務代行会社はまた、事務代行会社がマネー・ロンダリング防止およびテロリストへの融資防止の義務を遵守するため請求した情報の提出を、申込者が遅滞するかまたは提出しない場合、買戻請求手続または買戻代金の支払を延期することができます。

申込者が、確認目的で請求した情報の提出を遅滞するかまたは提出しない場合、事務代行会社は、申込みの受諾を拒絶することができ、かかる場合には、受領された申込金は、当該金額が当初引き落とされた口座宛に利息なしで返還されます。

さらに、事務代行会社は、マネー・ロンダリングまたはテロリストへの融資に関連することを知っているかまたはかかる疑いを抱くような取引を行わないことを義務付けられています。かかる状況において、事務代行会社は、当該取引またはその一部を阻止しよう命ずる関係当局に直ちに通報しなければなりません。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事し、もしくはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくは嫌疑を抱き、またはかかる知見もしくは嫌疑に対する合理的根拠を有する場合、またかかる知見または嫌疑に関する情報が、規制分野の業務の過程で明るみに出た場合、上記の知見または嫌疑を、（ ）その開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合は、ケイマン諸島の犯罪収益法（2014年改訂済）に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局に、または（ ）その開示がテロ行為もしくはテロリストへの融資および資産への関与に関するものである場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（2015年改訂済）に基づき、巡査以上の階級の警察官に通報することが義務付けられています。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされないものとします。

受益証券の譲渡

各受益者は、自らが保有する受益証券を、書面による証書によって譲渡することができます。ただし、その時点で効力を有する関係法域もしくは適用法域の法律規定、政府等の要件もしくは規則、または受託会社、管理会社、販売会社もしくは事務代行会社が別途に要求する受託会社、管理会社、販売会社もしくは事務代行会社の方針を遵守するために、譲受人が管理会社（またはその代理としての事務代行会社）の要求する情報を前もって提供し、かつ管理会社が受託会社と協議の後、当該譲渡に対する事前の書面による承諾を行った場合に限りです。さらに、譲受人は、（ ）受益証券の譲渡が適格投資家に対するものである旨、（ ）譲受人が投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得する旨、ならびに（ ）受託会社および／もしくは管理会社、販売会社または事務代行会社（場合に応じて）がその裁量により要求するその他の事項について、受託会社および／もしくは管理会社、販売会社または事務代行会社に対し、書面にて表明することを要求されます。

管理会社は、譲渡人および譲受人またはこれらの者の代理人が譲渡証書に署名することを求めるものとします。譲渡人は、かかる譲渡が登録され、譲受人の氏名がかかる受益証券に関する受益者としてトラストの受益者名簿に記載される時点まで、引き続き受益者であるものとみなされ、かつ、かかる譲渡の対象となる受益証券に係る権利を有するものとみなされます。譲渡証書原本および上記記載の情報が、受託会社および／もしくは管理会社、販売会社または事務代行会社（場合に応じて）によって受領されるまで、譲渡の登録はなされません。

（ロ）日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部（7）申込期間」に記載される期間中、申込みが受領された当該取引日の直前の評価日に計算される受益証券1口当り純資産価格で、日本における販売会社により取扱いが行われます。取引日の午後2時まで、申込みが行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該取引日の申込みとして取り扱います。申込期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。販売の単位は1,000口以上1口単位です。約定日は日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（通常、申込日）であり、約定日から起算して4営業日目に受渡しを行うものとします。

受益証券の取得額の支払が日本円でなされる場合、南アフリカ・ランドと日本円との換算レートは、各申込みについての約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、販売会社により決定されます。また、南アフリカ・ランドで支払うこともできます。

2【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し手続等

受益証券は、取引日に買戻すことができます。受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（以下「買戻通知」といいます。）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができます。買戻通知は、当該取引日の正午（ルクセンブルグ時間）までに、または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の期間までに事務代行会社により受領されなければなりません。

提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定しない限り、取消すことができないものとし、各買戻通知は、1口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数で行われます。

受益証券が買戻される価格（以下「受益証券1口当り買戻価格」といいます。）は、当該取引日の直前の評価日に決定される受益証券1口当り純資産価格と等しい価格です。

純資産価格の決定が、下記「3（1）資産の評価」に記載のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券も買戻してはならないものとし、当該純資産価格の決定が停止された場合、受益証券の買戻しを受ける当該受益者の権利は同様に停止されます。

受益証券の買戻しに関する送金は、南アフリカ・ランドで電信送金されます。買戻代金は、買戻通知を受領した当該取引日または管理会社が決定するその他の日（当日を含みます。）から4営業日以内に当該受益者に対し送金される予定です。管理会社はまた、純資産価格の計算停止期間中、買戻代金の支払を延期することができます。

受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が決定した場合、または管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は受託会社を代理して、当該受益証券の保有者に対し、10日以内に当該受益証券を売却し、かつかかる売却の証拠を受託会社の代理としての管理会社（またはその代理としての事務代行会社）に提供するように指示することができ、上記が満たされない場合、受託会社は、ファンドの勘定による当該受益証券の買戻しおよび消却を行うことができます。

強制的に買戻された受益証券1口当り買戻価格は、当該強制買戻日またはその直前に当たる評価日に決定される受益証券1口当り純資産価格に等しいものとします。

（ロ）日本における買戻し手続等

受益証券は、取引日に買戻すことができます。取引日の午後2時までに買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該取引日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは受益証券1口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数とします。なお、販売会社の都合により、1口単位では取り扱えない場合があります。

受益証券1口当り買戻価格は、当該取引日の直前の評価日に決定される受益証券1口当り純資産価格と等しい価格です。事務代行会社は、原則として、各評価日の受益証券1口当り純資産価格を計算するものとします。受益証券の買戻代金は、日本における販売会社を通じて支払われます。日本円で支払う場合の円/南アフリカ・ランドとの換算レートは約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、日本における販売会社により決定されます。また、南アフリカ・ランドで支払うこともできます。買戻通知に関する当該取引日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。

買戻代金の支払は、原則として、約定日から起算して日本の販売会社の4営業日目から行われます。通常、約定日は、受益証券の買戻請求が行われた日本における営業日となります。

買戻しに関して、クローズド期間、大口解約の制限等はありません。

注）買戻請求を受けずに、信託期間（以下に定義します。）を終了するファンド受益証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、受託会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者へのお支払には、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、各評価日の純資産価格を決定します。管理会社は、ファンドの資産総額を確定し、そこからファンドの負債総額を差し引くことによってかかる南アフリカ・ランドでの純資産額を計算します。

受益証券の１口当たり純資産価格は、純資産額の総額を発行済受益証券口数で除して計算されます。受益証券１口当たり純資産価格は、小数点以下第８位で四捨五入されます。可能な限りにおいて、投資収益、投資に関し支払われるべき金額、手数料およびその他の負債（管理報酬を含みます。）は日割りで計算されます。

- (a) 組入証券および短期金融商品ならびにその他の金融証書は、償却原価法に基づいて評価されるものとします。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としています。この方法は評価の確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却される場合、受領する価格よりも高額であったり、低額であったりすることがあります。この方法を利用した場合、かかる保有ポートフォリオは、市場相場を用いて計算される純資産額および償却原価法で計算される純資産額との間に乖離が存在するか否かを決定するために管理会社の取締役会（以下に定義します。）によってまたは指図に従って定期的に検討されます。投資家または既存の受益者に多大な稀釈またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離が存在すると決定される場合には、管理会社は、必要かつ適切とみなされる事後処理（売買益もしくは損失を実現するための満期前のポートフォリオ証券の売却または入手可能な市場相場を用いた受益証券１口当たり純資産価格の算出を含みます。）を採ることになります。
- (b) 満期までの残存期間が60日以内の短期投資対象は、(A)市場価格、または(B)満期の61日前の日における市場価格および額面価格との差額を償却することにより、または(C)市場価格が入手できない場合には償却済原価で評価可能です。
- (c) ファンドの現金は、以下のとおり評価されます。()現金およびその他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価されます。()南アフリカ・ランド以外の通貨で表示される評価額については、入手可能な直近の当該通貨の売買仲値または管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が誠実に決定するその他の価格により南アフリカ・ランドに換算されます。

上記にかかわらず、前述の評価原則が現実的でないか不適切であると考えられる特別な状況が発生した場合、管理会社は、他の評価方法が当該投資対象の公正な価格をより反映していると判断した場合において、その完全な裁量によりかつ誠実に、その他の評価方法の使用を許可することができます。

管理会社（またはその代理としての事務代行会社）によるファンドの資産価格または純資産価格の算出は、管理会社の正当な権限を有する役員または代表者によって証明されるものとし、明らかな誤りがない限り、かかる証明はすべての受益者にとって確定的かつ最終的であるものとし、また、管理会社または事務代行会社に対する求償権は存しないものとします。また、管理会社および事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、第三者から管理会社または事務代行会社に提供された評価を信頼することができます。受託会社は、管理会社または事務代行会社によるファンドの資産の評価または純資産価格の計算（もしくはそれに関し生じた誤り）について、いかなる状況においても法的義務を負わず、また一切責任を負わないものとします。

純資産価格の決定の停止

管理会社は、受託会社と協議した上で、以下のすべてまたは一部の期間において、純資産価格の決定および受益証券の買戻しを停止することができます。

- () その時点においてファンドの投資対象の大部分が上場、売買、交換もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- () 結果としてファンドの投資対象の売却が合理的に実行不能となり、または結果としてかかる売却がファンドの受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断するような状況の場合。
- () ファンドの投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段が使用不能となり、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。
- () ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、適正価格または適正な換算率で達成することができないであろうと管理会社が判断する期間。

管理会社は、受託会社と協議した上で、受益者名簿に名前のあるすべての受益証券の保有者に対し、上記の停止について、書面または管理会社が受託会社と協議の上決定する他の手段にて、速やかに通知すると共に、停止が解除され次第可能な限り早急に、かかる保有者に対し更なる通知を行うものとします。

（２）【保管】

受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の口座で取得する受益証券について自己の名義で確認書（および、もし受益証券証書が発行される場合は受益証券証書）を保管します。

日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合には（そのような事態は想定されていませんが）この限りではありません。

（３）【信託期間】

ファンドは、2019年１月31日の10日前までに受益者に対して書面による通知を行った上で受託会社と管理会社が合意して延長する場合を除いて、2019年１月31日に償還します。ファンドは、発行済受益証券の総口数が200億口を下回った場合には、いつでも早期に償還することがあります。さらに、以下の事項のいずれかが発生した場合、償還するものとします。

- （ ） ファンドを継続すること、またはトラストを信託証書第38条に規定するその他の法域に移動することのいずれかが、違法となり、または受託会社もしくは管理会社が、投資顧問会社と協議の上、現実的でなく、好ましくなくもしくはファンドの受益者の利益に反すると判断する場合
- （ ） ファンドの受益者が受益者決議でかかる決定をした場合
- （ ） 信託証書の日付より150年後に終了する期間が終了する場合
- （ ） 受託会社が信託証書第36条に基づき、退任する意図を書面により通知した場合または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始された場合で、管理会社が信託証書第36条に規定されているとおり、かかる通知が出された後もしくは清算が開始された後60日以内に、受託会社の代わりとして受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- （ ） 管理会社が信託証書第37条に基づき、退任する意図を書面により通知した場合または管理会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始された場合で、受託会社が信託証書第37条に規定されているとおり、かかる通知が出された後もしくは清算が開始された後60日以内に、管理会社の代わりとして管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- （ ） ファンドの純資産価格が、60日間連続して目論見書で規定された金額を下回り、受託会社および管理会社がかかる決定をした場合
- （ ） ファンドの強制買戻日。ただし、受託会社および管理会社が、強制買戻日の10日前までにファンドの受益者に対して書面による通知を行うことにより、強制買戻日経過後までファンドの存続期間を延長することを決定した場合を除きます。
- （ ） 追補証書に記載されるファンドに適用するその他の状況の場合

ファンドが上記の規定に基づき償還する場合、受託会社は直ちにかかる償還の通知をすべての受益者に対して行うものとします。

（４）【計算期間】

ファンドの決算日は毎年１月31日です。

（５）【その他】

（イ）ファンドの償還

信託証書に従った早期償還がなければ、2019年１月31日の10日前までに、受益者に対し書面により通知を行い、受託会社と管理会社の合意により延長が行われる場合を除いて、ファンドは2019年１月31日に償還します。ファンドは、発行済受益証券の総口数が200億口を下回った場合には、いつでも早期に償還することがあります。

ファンドの償還の際は、管理会社は、すべての投資対象およびファンドのその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却は、ファンドの償還後、受託会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。

注）買戻請求を受けずに、信託期間を終了するファンド受益証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、受託会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支

払日が決定されます。受益者へのお支払には、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

(ロ)信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対し10日以上前に書面による通知を行うことにより（かかる通知を受ける権利は、受益者の決議により放棄されることがあります。）、受託会社および管理会社が受益者の最大の利益となると考える方法および範囲において、追補証書により、信託証書の規定に改正、修正、変更または追加（以下「本信託証書の修正」といいます。）を行うことができます。受託会社がその意見において、書面により、本信託証書の修正が、（ ）既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社もしくは管理会社が受益者に対する責任を実質的に免れることにはならず、結果としてファンドの中から支払われる経費および料金（かかる追補の証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。）の額を増加させず、（ ）財務上、法律上もしくは当局による要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）の遵守を可能にするために必要である、または（ ）明白な誤りを訂正するために必要であると判断する旨証明する場合、本信託証書の修正に受益者の決議は不要です。本信託証書の修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受ける義務を課すものではありません。

(ハ)関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 代行協会員契約

代行協会員契約は、期間の定めなく締結されます。代行協会員契約は、日本で必要とされる限りにおいて、日本における後任の代行協会員が選任されることを条件として、管理会社または代行協会のいずれかが、3ヶ月前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより解約されます。さらに、代行協会員契約は、（a）他方当事者に代行協会員契約上の義務の重大な不履行があり、もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）他方当事者が解散し（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(b) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、期間の定めなく締結され、管理会社または販売会社のいずれかが、3ヶ月前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより解約されます。さらに、受益証券販売・買戻契約は、（a）他方当事者に受益証券販売・買戻契約上の義務の重大な不履行があり、もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）他方当事者が解散し（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(c) 保管契約

保管契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日以上前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより、解約されます。保管契約はまた、（a）他方当事者に保管契約上の義務の不履行があり、もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）他方当事者が解散し（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(d) 事務代行会社契約

事務代行会社契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日以上前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより、解約されます。事務代行会社契約はまた、（a）他方当事者に事務代行会社契約上の義務の不履行があり、もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）他方当事者が解散し（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）もしくはその当事者の資産につき管財人が任命された場合、管理会社または事務代行会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(e) 投資顧問契約

投資顧問契約は、期間の定めなく締結され、他方当事者に対して、90日以上前の書面による通知を行うことにより、解約されます。投資顧問契約はまた、（a）管理会社もしくは投資顧問会社が、その清算（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）に係る決議を採択し、もしくは管轄裁判所が、いずれかの当事者の清算を命令し、もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、（b）管理会社もしくは投資顧問会社に、投資顧問契約上の義務の重大な不履行があり、また（かかる不履行が治癒可能な場合に）その治癒を要求した通知を送達後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（c）投資顧問会社が、投資顧問契約に定められるものと類似の、設立準拠法に基づく決議、命令、宣言、手続もしくは事象の当事者となり、もしくは適用法上、投資顧問会社としての行為を許可されなくなった場合にはいつでも、管理会社または投資顧問会社のいずれかにより、書面による通知をもって直ちに解約されます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（ ）分配金請求権

受益者は、ファンドのために行う管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行う管理会社に請求する権利を有します。分配金（もしあれば）および受益証券の買戻しに関する支払金は、ファンドのすべての債務全額についての支払に劣後します。

（ ）買戻請求権

受益者は、販売会社を通じて、ファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証書および目論見書に規定された制限および規制に服します。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行う管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（ ）損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意による懈怠、詐欺または重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

（ ）議決権

受益者は、限られた議決権のみを有し、信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、信託証書第36条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、信託証書第37条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命する場合、信託証書第38条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、または信託証書第41条に基づき、信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、発行済受益証券数の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- （ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 田中 収
同 山口 敏寛

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

前記（３）（ ）の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

1. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の財務書類は、南アフリカ・ランドで表示されていますが、日本文の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。南アフリカ・ランドの円貨換算は、2015年5月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1南アフリカ・ランド＝10.21円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドの監査を受けており、監査報告書（英文）を受領しています。なお、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドは、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

(1) 【2015年 1 月31日終了年度】

【貸借対照表】

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

純資産計算書

2015年 1 月31日現在

(南アフリカ・ランドで表示)

	注記（南アフリカ・ランド）		（千円）
資産			
投資有価証券 - 時価 （取得価額：47,183,330南アフリカ・ランド）	2	47,203,879	481,952
銀行預金		98,168	1,002
預金		277,836,000	2,836,706
受益証券の発行未収金		112,616	1,150
未収収益		2,242,030	22,891
預金利息		262,179	2,677
その他の資産		35,127	359
資産合計		327,789,999	3,346,736
負債			
受益証券の買戻未払金		3,807,152	38,871
未払費用	8	938,335	9,580
負債合計		4,745,487	48,451
純資産		323,044,512	3,298,284
発行済受益証券数		24,156,866,174口	-
受益証券 1 口当り純資産価格		0.0133728	0.1365円

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

運用計算書

2015年1月31日に終了した年度

（南アフリカ・ランドで表示）

	注記（南アフリカ・ランド）	（千円）
収益		
銀行口座利息	46,859	478
債券に係る受取利息	1,733,727	17,701
預金に係る受取利息	17,427,809	177,938
収益合計	19,208,395	196,118
費用		
投資顧問会社報酬	6 672,354	6,865
代行協会員報酬	7 1,680,285	17,156
事務代行会社報酬	4 268,874	2,745
保管会社報酬	3 70,863	724
当座借越に係る支払利息	88,975	908
銀行手数料	71,375	729
受託会社および管理会社報酬	5 67,236	686
弁護士報酬	352,500	3,599
海外登録費用	646,500	6,601
立替実費	16,786	171
専門家報酬	240,835	2,459
費用合計	4,176,583	42,643
純投資収益	15,031,812	153,475
投資対象証券実現純損失	(118,000)	(1,205)
当期実現純損失	(118,000)	(1,205)
投資対象証券未実現純損益の増減	20,549	210
当期末実現純利益	20,549	210
運用の結果による純資産の純増加	14,934,361	152,480

添付の注記は当財務書類の一部である。

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

純資産変動計算書

2015年 1 月31日に終了した年度

（南アフリカ・ランドで表示）

	注記（南アフリカ・ランド）	（千円）
期首現在純資産	345,833,592	3,530,961
純投資収益	15,031,812	153,475
当期実現純損失	(118,000)	(1,205)
当期末実現純利益	20,549	210
運用の結果による純資産の純増加	14,934,361	152,480
受益証券の発行手取金	11 110,650,061	1,129,737
受益証券の買戻支払金	11 (148,373,502)	(1,514,893)
	(37,723,441)	(385,156)
期末現在純資産	323,044,512	3,298,284

添付の注記は当財務書類の一部である。

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

発行済受益証券数の変動表
 2015年 1 月31日に終了した年度
 （無監査）

期首現在発行済受益証券数	27,036,670,930
発行受益証券数	8,451,769,887
買戻受益証券数	(11,331,574,643)
期末現在発行済受益証券数	24,156,866,174

統計情報
 2015年 1 月31日現在
 （無監査）
 （南アフリカ・ランドで表示）

	2015年	2014年	2013年
期末現在純資産	323,044,512	345,833,592	322,578,303
期末現在受益証券 1 口当り純資産価格	0.0133728	0.0127913	0.0122902

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

財務書類に対する注記

2015年 1月31日現在

注 1 - 組織

トラスト

マネー セレクト トラスト（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間で締結された2008年11月17日付信託証書（2008年11月28日および2009年 1月 5 日に修正済。）により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠する複数シリーズのユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）（「本規則」）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する許可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、トラストの資産および管理に関する全面的な権限および責任を持つ。

受益者には、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

ファンド

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド（「ファンド」）は、2008年11月17日付信託証書および追補証書（2008年11月28日および2009年 1月 5 日に修正済。）に従い設立されたシリーズ・トラストであり、現時点で設立されている唯一のシリーズ・トラストである。

ファンドは、2009年 1月26日に運用を開始した。

信託証書に従った早期償還がなければ、受託会社と管理会社の合意により延長する場合を除いて、ファンドは2019年 1月31日に償還する。

ファンドの投資目的は、元本の安定性と流動性の維持を図りながら、安定した収益を獲得することである。ファンドは、南アフリカ・ランド建ての指名金銭債権、手形、公社債に投資を行うことにより、この目的を達成することを目指す。

注 2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

組入証券および短期金融商品は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は評価の確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却される場合、受領する価格よりも高額であったり、低額であったりすることがある。この方法を利用した場合、かかる保有ポートフォリオは、市場相場を用いて計算される純資産額と償却原価法で計算される純資産額との間に乖離が存在するか否かを決定するために管理会社の取締役会によってまたは指図に従って定期的に検討される。投資家または既存の受益者に多大な稀釈またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離が存在すると決定される場合には、管理会社は、必要かつ適切とみなされる事後処理（売買益もしくは損失を実現するための満期前のポートフォリオ証券の売却または入手可能な市場相場を用いた受益証券 1口当り純資産価格の算出を含む。）を採ることになる。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を南アフリカ・ランドで記帳し、財務書類は南アフリカ・ランドで表示される。南アフリカ・ランド以外の通貨建ての資産および負債は、年度末の適用為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。南アフリカ・ランド以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。

南アフリカ・ランド以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資に係る実現および未実現の純損益に含まれる。

2015年1月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1 南アフリカ・ランド = 0.07644ユーロ

1 南アフリカ・ランド = 0.08665米ドル

注3 - 保管会社の報酬

保管会社は、ファンドに関する役務につき、保管会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができる。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負う。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われる。

注4 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、ファンドに関する役務につき、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.08%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注5 - 受託会社および管理会社の報酬

受託会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

管理会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注6 - 投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の、以下に定める年率で（およびファンドのために直接負担した立替実費を）、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

25億南アフリカ・ランド以下の部分	0.200%
25億南アフリカ・ランド超50億南アフリカ・ランド以下の部分	0.175%
50億南アフリカ・ランド超200億南アフリカ・ランド以下の部分	0.150%
200億南アフリカ・ランド超の部分	0.125%

注7 - 代行協会の報酬

代行協会は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.5%以下に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注8 - 未払費用

	(南アフリカ・ランド)
投資顧問会社報酬	161,810
代行協会報酬	404,379
事務代行会社報酬	64,708
保管会社報酬	16,182
コルレス銀行報酬	1,536
受託会社および管理会社報酬	16,181
海外登録費用	30,148
立替実費	4,039
専門家報酬	239,352
未払費用	938,335

注9 - 分配

管理会社は、いつでも、受託会社および投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する受益証券口数に応じてファンドの分配可能な投資収益およびファンドの実現売買益から分配を行うことができる。管理会社はまた、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合、受託会社および投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本部分から分配を行うことができる。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2015年1月31日に終了した年度において、ファンドは受益者に対する分配金の支払を行わなかった。

注10 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価格の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注11 - 募集および買戻しの条件

受益証券の募集

受益証券の発行は、各取引日に受益証券の購入に係る申込書を受領した取引日の直前の評価日のルクセンブルグにおける営業終了時点の受益証券1口当たり純資産価格に等しい募集価格で、適格投資家に対し行われる。既存の受益者および適格投資家の最低取得申込口数は、1,000口である。1,000口を超過する分の取得申込口数は1口単位、または管理会社がその裁量により決定するその他の口数とする。ただし、最低取得申込口数は、日本における販売会社の裁量により1口以上の単位に引き下げられる場合がある。販売手数料はかからない。

受益証券の買戻し

受益証券は、取引日に買戻すことができる。受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。各買戻通知は、1口単位または管理会社はその裁量により決定するその他の口数で行われる。受益証券の買戻価格は、当該取引日の直前の評価日に決定される受益証券1口当り純資産価格に等しい。

【投資有価証券明細表等】

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

投資有価証券明細表

2015年1月31日現在

（南アフリカ・ランドで表示）

通貨	額面金額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
フィンランド					
固定利付債					
南アフリカ・ ランド	20,000,000	MUNICIPALITY FIN 6.5% 29/05/15	19,948,000	19,972,498	6.18
			19,948,000	19,972,498	6.18
		フィンランド合計	19,948,000	19,972,498	6.18
ノルウェー					
固定利付債					
南アフリカ・ ランド	10,220,000	KOMMUNALBANKEN AS 7.06% 20/3/15	10,235,330	10,231,381	3.17
			10,235,330	10,231,381	3.17
		ノルウェー合計	10,235,330	10,231,381	3.17
米国					
固定利付債					
南アフリカ・ ランド	17,000,000	IBRD 7% 17/02/15	17,000,000	17,000,000	5.26
			17,000,000	17,000,000	5.26
		米国合計	17,000,000	17,000,000	5.26
投資有価証券合計			47,183,330 (481,741,799円)	47,203,879 (481,951,605円)	14.61

(1) 額面金額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

Money Select Trust - South African Rand Fund

Statement of Net Assets
as at January 31, 2015
(expressed in South African Rand)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: ZAR 47,183,330)</i>	2	47,203,879
Cash at bank		98,168
Deposit		277,836,000
Receivable for subscriptions		112,616
Accrued income		2,242,030
Interest on deposits		262,179
Other assets		35,127
Total Assets		327,789,999
LIABILITIES		
Payable for repurchases		3,807,152
Accrued expenses	8	938,335
Total Liabilities		4,745,487
NET ASSETS		323,044,512
Number of Units Outstanding		24,156,866,174
Net Asset Value per Unit		0.0133728

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Money Select Trust - South African Rand Fund

Statement of Operations
for the year ended January 31, 2015
(expressed in South African Rand)

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts		46,859
Interest received on bonds		1,733,727
Interest received on deposits		17,427,809
Total Income		19,208,395
EXPENSES		
Investment Adviser fees	6	672,354
Agent Company fees	7	1,680,285
Administrator fees	4	268,874
Custodian fees	3	70,863
Interest paid on bank overdraft		88,975
Bank charges		71,375
Trustee and Management Company fees	5	67,236
Legal fees		352,500
Overseas registration fees		646,500
Out-of-pocket expenses		16,786
Professional fees		240,835
Total Expenses		4,176,583
NET INVESTMENT INCOME		15,031,812
Net realised loss on investments		(118,000)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(118,000)
Change in net unrealised result on investments		20,549
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		20,549
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		14,934,361

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Money Select Trust - South African Rand Fund

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended January 31, 2015
(expressed in South African Rand)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		345,833,592
NET INVESTMENT INCOME		15,031,812
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(118,000)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		20,549
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		14,934,361
Proceeds from subscriptions of units	11	110,650,061
Payments for repurchase of units	11	(148,373,502)
		(37,723,441)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		323,044,512

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Money Select Trust - South African Rand Fund***Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended January 31, 2015***(Unaudited)*

Number of units outstanding at the beginning of the year	27,036,670,930
Number of units issued	8,451,769,887
Number of units repurchased	<u>(11,331,574,643)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>24,156,866,174</u>

**Statistical Information
as at January 31, 2015**
(Unaudited)
(expressed in South African Rand)

	2015	2014	2013
Net Assets at the end of the year	323,044,512	345,833,592	322,578,303
Net Asset Value per unit at the end of the year	0.0133728	0.0127913	0.0122902

Money Select Trust - South African Rand Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2015**Note 1 - Organisation**The Trust

Money Select Trust (the "Trust") was established by a Trust Deed dated November 17, 2008 (as amended on November 28, 2008 and January 5, 2009) entered into by Global Funds Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Management Company"). The Trust is a multi-series unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands and the Management Company is a Luxembourg company.

The Trustee and the Management Company have overall authority and responsibility for the assets and administration of the Trust in accordance with the terms and conditions of the Trust Deed.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

The Fund

Money Select Trust - South African Rand Fund (the "Fund") is a Series Trust constituted in accordance with the Trust Deed and a Supplemental Trust Deed dated November 17, 2008 (as amended on November 28, 2008 and January 5, 2009) and is currently the only Series Trust constituted.

The Fund started operation on January 26, 2009.

Unless earlier terminated pursuant to the Trust Deed, the Fund will terminate on January 31, 2019 unless extended by mutual agreement between the Trustee and the Management Company.

The investment objective of the Fund is to generate a stable level of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund intends to achieve this objective through investment in South African Rand denominated money market instruments and securities of high credit quality.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

Portfolio securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price which would be received if the instrument were sold. If this valuation method is used, such portfolio holdings would be periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the Net Asset Value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to investors or existing Unitholders, the Management Company would take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the sale of portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or calculating a Net Asset Value per Unit by using available market quotations.

Money Select Trust - South African Rand Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2015 (continued)**Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME*

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in South African Rand ("ZAR") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than ZAR are translated into ZAR at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than ZAR are translated into ZAR at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than ZAR are translated into ZAR at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at January 31, 2015:

1 ZAR	=	0.07644	EUR
1 ZAR	=	0.08665	USD

Note 3 - Custodian fees

For its services in respect of the Fund, the Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, for its services as Custodian a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Fund).

Subject to the provisions of the Regulations, the Custodian may appoint sub-custodians provided that the Custodian will at all times remain responsible to the Trustee for the proper performance of its duties under the Custodian Agreement. The fees and expenses of any sub-custodian or agent so appointed shall be payable out of the assets of the Fund.

Note 4 - Administrator fees

For its services in respect of the Fund, the Administrator is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, for its services as Administrator a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.08% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Fund).

Note 5 - Trustee and Management Company fees

For its services, the Trustee is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Fund).

*Money Select Trust - South African Rand Fund***Notes to the Financial Statements as at January 31, 2015 (continued)****Note 5 - Trustee and Management Company fees (continued)**

For its services, the Management Company is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Fund).

Note 6 - Investment Adviser fees

For its services, the Investment Adviser is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter at an annual rate set forth below of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Fund):

For Net Asset Value up to ZAR 2.5 billion	0.200%
For Net Asset Value over ZAR 2.5 billion equal to or less than ZAR 5 billion	0.175%
For Net Asset Value over ZAR 5 billion equal to or less than ZAR 20 billion	0.150%
For Net Asset Value over ZAR 20 billion	0.125%

Note 7 - Agent Company fees

For its services, the Agent Company is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to up to 0.5% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter.

Note 8 - Accrued expenses

	ZAR
Investment Adviser fees	161,810
Agent Company fees	404,379
Administrator fees	64,708
Custodian fees	16,182
Correspondent bank fees	1,536
Trustee and Management Company fees	16,181
Overseas registration fees	30,148
Out-of-pocket expenses	4,039
Professional fees	239,352
Accrued expenses	<u>938,335</u>

Note 9 - Distributions

The Management Company may at any time, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, make such distributions to Unitholders, as it may determine at any time, of the investment income of the Fund available as well as out of net realised capital gains of the Fund and in proportion to the number of Units held by each Unitholder. The Management Company, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of dividend distributions, determine to make distributions out of the unrealised capital gains or capital of the Fund. Any distribution is made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant distribution date.

For the year ended January 31, 2015, the Fund did not distribute any dividend to Unitholders.

Money Select Trust - South African Rand Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2015 (continued)**Note 10 - Taxation**

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 11 - Terms of subscriptions and repurchasesIssue of Units

Units may be issued to Eligible Investors on each Dealing Day at an offering price equal to the Net Asset Value per Unit as at the close of business in Luxembourg on the Valuation Day immediately preceding the relevant Dealing Day for which the application for purchase of Units is received. The minimum purchase amount for an existing Unitholder and for an Eligible Investor is 1,000 Units with amounts in excess of 1,000 Units, being in integral multiples of 1 Unit, or such other amount as the Management Company may in its discretion determine, provided however that such minimum purchase amount may be decreased to 1 or more Units at the discretion of the Distributor in Japan. No sales charge is payable by investors.

Repurchases

Units may be repurchased on a Dealing Day. A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units requesting that the Management Company repurchase the Units specified therein. Each Repurchase Notice shall be in integral multiples of 1 Unit or such other amount as the Management Company may in its discretion determine. The price at which Units will be repurchased should be equal to the Net Asset Value per Unit determined on the Valuation Day immediately preceding the relevant Dealing Day.

Money Select Trust - South African Rand Fund

Statement of Investments
as at January 31, 2015
(expressed in South African Rand)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
FINLAND					
STRAIGHT FIXED BOND					
ZAR	20,000,000	MUNICIPALITY FIN 6.5% 29/05/15	19,948,000	19,972,498	6.18
			19,948,000	19,972,498	6.18
		Total FINLAND	19,948,000	19,972,498	6.18
NORWAY					
STRAIGHT FIXED BOND					
ZAR	10,220,000	KOMMUNALBANKEN AS 7.06% 20/3/15	10,235,330	10,231,381	3.17
			10,235,330	10,231,381	3.17
		Total NORWAY	10,235,330	10,231,381	3.17
UNITED STATES OF AMERICA					
STRAIGHT FIXED BOND					
ZAR	17,000,000	IBRD 7% 17/02/15	17,000,000	17,000,000	5.26
			17,000,000	17,000,000	5.26
		Total UNITED STATES OF AMERICA	17,000,000	17,000,000	5.26
Total Investments			47,183,330	47,203,879	14.61

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

(2) 【2014年 1 月31日終了年度】

【貸借対照表】

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

純資産計算書

2014年 1 月31日現在

(南アフリカ・ランドで表示)

	注記 (南アフリカ・ランド)	(千円)
資産		
銀行預金	104,529	1,067
預金	348,073,000	3,553,825
預金利息	639,139	6,526
受益証券の発行未収金	169,725	1,733
前払費用	429,959	4,390
資産合計	349,416,352	3,567,541
負債		
受益証券の買戻未払金	2,592,590	26,470
未払費用	8 990,170	10,110
負債合計	3,582,760	36,580
純資産	345,833,592	3,530,961
発行済受益証券数	27,036,670,930口	-
受益証券 1 口当り純資産価格	0.0127913	0.1306円

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

運用計算書

2014年 1 月31日に終了した年度

（南アフリカ・ランドで表示）

	注記（南アフリカ・ランド）	（千円）
収益		
銀行口座利息	79,065	807
債券に係る受取利息	1,276,695	13,035
預金に係る受取利息	16,521,535	168,685
収益合計	17,877,295	182,527
費用		
投資顧問会社報酬	6 698,657	7,133
代行協会員報酬	7 1,746,014	17,827
事務代行会社報酬	4 279,392	2,853
保管会社報酬	3 73,126	747
当座借越に係る支払利息	60,836	621
銀行手数料	55,520	567
受託会社および管理会社報酬	5 69,866	713
弁護士報酬	124,000	1,266
海外登録費用	371,672	3,795
立替実費	17,448	178
専門家報酬	237,724	2,427
設立費用償却	2 183,500	1,874
費用合計	3,917,755	40,000
純投資収益	13,959,540	142,527
投資対象証券実現純利益	154,500	1,577
当期実現純利益	154,500	1,577
投資対象証券未実現純損益の増減	(167,641)	(1,712)
当期末実現純損失	(167,641)	(1,712)
運用の結果による純資産の純増加	13,946,399	142,393

添付の注記は当財務書類の一部である。

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

純資産変動計算書

2014年 1 月31日に終了した年度

（南アフリカ・ランドで表示）

	注記（南アフリカ・ランド）	（千円）
期首現在純資産	322,578,303	3,293,524
純投資収益	13,959,540	142,527
当期実現純利益	154,500	1,577
当期末実現純損失	(167,641)	(1,712)
運用の結果による純資産の純増加	13,946,399	142,393
受益証券の発行手取金	11 167,412,492	1,709,282
受益証券の買戻支払金	11 (158,103,602)	(1,614,238)
	9,308,890	95,044
期末現在純資産	345,833,592	3,530,961

添付の注記は当財務書類の一部である。

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

財務書類に対する注記

2014年 1月31日現在

注 1 - 組織

トラスト

マネー セレクト トラスト（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間で締結された2008年11月17日付信託証書（2008年11月28日および2009年 1月 5 日に修正済。）により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠する複数シリーズのユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）（「本規則」）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する許可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、トラストの資産および管理に関する全面的な権限および責任を持つ。

受益者には、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

ファンド

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド（「ファンド」）は、2008年11月17日付信託証書および追補証書（2008年11月28日および2009年 1月 5 日に修正済。）に従い設立されたシリーズ・トラストであり、現時点で設立されている唯一のシリーズ・トラストである。

ファンドは、2009年 1月26日に運用を開始した。

信託証書に従った早期償還がなければ、受託会社と管理会社の合意により延長する場合を除いて、ファンドは2019年 1月31日に償還する。

ファンドの投資目的は、元本の安定性と流動性の維持を図りながら、安定した収益を獲得することである。ファンドは、南アフリカ・ランド建ての指名金銭債権、手形、公社債に投資を行うことにより、この目的を達成することを目指す。

注 2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

短期金融商品は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は評価の確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却される場合、受領する価格よりも高額であったり、低額であったりすることがある。この方法を利用した場合、かかる保有ポートフォリオは、市場相場を用いて計算される純資産額と償却原価法で計算される純資産額との間に乖離が存在するか否かを決定するために管理会社の取締役会によってまたは指図に従って定期的に検討される。投資家または既存の受益者に多大な稀釈またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離が存在すると決定される場合には、管理会社は、必要かつ適切とみなされる事後処理（売買益もしくは損失を実現するための満期前のポートフォリオ証券の売却または入手可能な市場相場を用いた受益証券 1口当り純資産価格の算出を含む。）を採ることになる。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却される有価証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を南アフリカ・ランドで記帳し、財務書類は南アフリカ・ランドで表示される。南アフリカ・ランド以外の通貨建ての資産および負債は、年度末の適用為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。南アフリカ・ランド以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。

南アフリカ・ランド以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資に係る実現および未実現の純損益に含まれる。

2014年1月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1 南アフリカ・ランド = 0.06590ユーロ

1 南アフリカ・ランド = 0.08931米ドル

設立費用

設立費用は、5年を超えない期間で償却される。

注3 - 保管会社の報酬

保管会社は、ファンドに関する役務につき、保管会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができる。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負う。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われる。

注4 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、ファンドに関する役務につき、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.08%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注5 - 受託会社および管理会社の報酬

受託会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

管理会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注6 - 投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の、以下に定める年率で（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

25億南アフリカ・ランド以下の部分	0.200%
25億南アフリカ・ランド超50億南アフリカ・ランド以下の部分	0.175%
50億南アフリカ・ランド超200億南アフリカ・ランド以下の部分	0.150%
200億南アフリカ・ランド超の部分	0.125%

注7 - 代行協会の報酬

代行協会は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.5%以下に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注8 - 未払費用

	(南アフリカ・ランド)
投資顧問会社報酬	177,871
代行協会報酬	444,515
事務代行会社報酬	71,130
保管会社報酬	17,788
コルレス銀行報酬	3,061
受託会社および管理会社報酬	17,787
立替実費	4,442
専門家報酬	253,576
未払費用	990,170

注9 - 分配

管理会社は、いつでも、受託会社および投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する受益証券口数に応じてファンドの分配可能な投資収益およびファンドの実現売買益から分配を行うことができる。管理会社はまた、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合、受託会社および投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本部分から分配を行うことができる。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2014年1月31日に終了した年度において、ファンドは受益者に対する分配金の支払を行わなかった。

注10 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価格の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注11 - 募集および買戻しの条件

受益証券の募集

受益証券の発行は、各取引日に受益証券の購入に係る申込書を受領した取引日の直前の評価日のルクセンブルグにおける営業終了時点の受益証券1口当たり純資産価格に等しい募集価格で、適格投資家に対し行われる。既存の受益者および適格投資家の最低取得申込口数は、1,000口である。1,000口を超過する分の取得申込口数は1口単位、または管理会社がその裁量により決定するその他の口数とする。ただし、最低取得申込口数は、日本における販売会社の裁量により1口以上の単位に引き下げられる場合がある。販売手数料はかからない。

受益証券の買戻し

受益証券は、取引日に買戻すことができる。受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。各買戻通知は、1口単位または管理会社はその裁量により決定するその他の口数で行われる。受益証券の買戻価格は、当該取引日の直前の評価日に決定される受益証券1口当り純資産価格に等しい。

[次へ](#)

Money Select Trust - South African Rand Fund

Statement of Net Assets
as at January 31, 2014
(expressed in South African Rand)

	Notes	
ASSETS		
Cash at bank		104,529
Deposit		348,073,000
Interest on deposits		639,139
Receivable for subscriptions		169,725
Prepaid expenses		429,959
Total Assets		349,416,352
LIABILITIES		
Payable for repurchases		2,592,590
Accrued expenses	8	990,170
Total Liabilities		3,582,760
NET ASSETS		345,833,592
Number of Units Outstanding		27,036,670,930
Net Asset Value per Unit		0.0127913

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Money Select Trust - South African Rand Fund

Statement of Operations
for the year ended January 31, 2014
(expressed in South African Rand)

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts		79,065
Interest received on bonds		1,276,695
Interest received on deposits		16,521,535
Total Income		17,877,295
EXPENSES		
Investment Adviser fees	6	698,657
Agent Company fees	7	1,746,014
Administrator fees	4	279,392
Custodian fees	3	73,126
Interest paid on bank overdraft		60,836
Bank charges		55,520
Trustee and Management Company fees	5	69,866
Legal fees		124,000
Overseas registration fees		371,672
Out-of-pocket expenses		17,448
Professional fees		237,724
Amortisation of formation expenses	2	183,500
Total Expenses		3,917,755
NET INVESTMENT INCOME		13,959,540
Net realised profit on investments		154,500
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		154,500
Change in net unrealised result on investments		(167,641)
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(167,641)
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		13,946,399

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Money Select Trust - South African Rand Fund

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended January 31, 2014
(expressed in South African Rand)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		322,578,303
NET INVESTMENT INCOME		13,959,540
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		154,500
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(167,641)
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		13,946,399
Proceeds from subscriptions of units	11	167,412,492
Payments for repurchase of units	11	(158,103,602)
		9,308,890
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		345,833,592

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Money Select Trust - South African Rand Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2014**Note 1 - Organisation**The Trust

Money Select Trust (the "Trust") was established by a Trust Deed dated November 17, 2008 (as amended on November 28, 2008 and January 5, 2009) entered into by Global Funds Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Management Company"). The Trust is a multi-series unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands and the Management Company is a Luxembourg company.

The Trustee and the Management Company have overall authority and responsibility for the assets and administration of the Trust in accordance with the terms and conditions of the Trust Deed.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

The Fund

Money Select Trust - South African Rand Fund (the "Fund") is a Series Trust constituted in accordance with the Trust Deed and a Supplemental Trust Deed dated November 17, 2008 (as amended on November 28, 2008 and January 5, 2009) and is currently the only Series Trust constituted.

The Fund started operation on January 26, 2009.

Unless earlier terminated pursuant to the Trust Deed, the Fund will terminate on January 31, 2019 unless extended by mutual agreement between the Trustee and the Management Company.

The investment objective of the Fund is to generate a stable level of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund intends to achieve this objective through investment in South African Rand denominated money market instruments and securities of high credit quality.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

Money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price which would be received if the instrument were sold. If this valuation method is used, such portfolio holdings would be periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the Net Asset Value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to investors or existing Unitholders, the Management Company would take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the sale of portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or calculating a Net Asset Value per Unit by using available market quotations.

*Money Select Trust - South African Rand Fund***Notes to the Financial Statements as at January 31, 2014 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME*

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in South African Rand ("ZAR") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than ZAR are translated into ZAR at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than ZAR are translated into ZAR at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than ZAR are translated into ZAR at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at January 31, 2014:

1 ZAR = 0.06590 EUR
1 ZAR = 0.08931 USD

FORMATION EXPENSES

Formation expenses are amortised over a period not exceeding five years.

Note 3 - Custodian fees

For its services in respect of the Fund, the Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, for its services as Custodian a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Fund).

Subject to the provisions of the Regulations, the Custodian may appoint sub-custodians provided that the Custodian will at all times remain responsible to the Trustee for the proper performance of its duties under the Custodian Agreement. The fees and expenses of any sub-custodian or agent so appointed shall be payable out of the assets of the Fund.

Note 4 - Administrator fees

For its services in respect of the Fund, the Administrator is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, for its services as Administrator a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.08% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Fund).

Note 5 - Trustee and Management Company fees

For its services, the Trustee is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Fund).

*Money Select Trust - South African Rand Fund***Notes to the Financial Statements as at January 31, 2014 (continued)****Note 5 - Trustee and Management Company fees (continued)**

For its services, the Management Company is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Fund).

Note 6 - Investment Adviser fees

For its services, the Investment Adviser is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter at an annual rate set forth below of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Fund):

For Net Asset Value up to ZAR 2.5 billion	0.200%
For Net Asset Value over ZAR 2.5 billion equal to or less than ZAR 5 billion	0.175%
For Net Asset Value over ZAR 5 billion equal to or less than ZAR 20 billion	0.150%
For Net Asset Value over ZAR 20 billion	0.125%

Note 7 - Agent Company fees

For its services, the Agent Company is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to up to 0.5% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter.

Note 8 - Accrued expenses

	ZAR
Investment Adviser fees	177,871
Agent Company fees	444,515
Administrator fees	71,130
Custodian fees	17,788
Correspondent bank fees	3,061
Trustee and Management Company fees	17,787
Out-of-pocket expenses	4,442
Professional fees	253,576
Accrued expenses	<u>990,170</u>

Note 9 - Distributions

The Management Company may at any time, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, make such distributions to Unitholders, as it may determine at any time, of the investment income of the Fund available as well as out of net realised capital gains of the Fund and in proportion to the number of Units held by each Unitholder. The Management Company, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of dividend distributions, determine to make distributions out of the unrealised capital gains or capital of the Fund. Any distribution is made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant distribution date.

For the year ended January 31, 2014, the Fund did not distribute any dividend to Unitholders.

Money Select Trust - South African Rand Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2014 (continued)**Note 10 - Taxation**

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 11 - Terms of subscriptions and repurchasesIssue of Units

Units may be issued to Eligible Investors on each Dealing Day at an offering price equal to the Net Asset Value per Unit as at the close of business in Luxembourg on the Valuation Day immediately preceding the relevant Dealing Day for which the application for purchase of Units is received. The minimum purchase amount for an existing Unitholder and for an Eligible Investor is 1,000 Units with amounts in excess of 1,000 Units, being in integral multiples of 1 Unit, or such other amount as the Management Company may in its discretion determine, provided however that such minimum purchase amount may be decreased to 1 or more Units at the discretion of the Distributor in Japan. No sales charge is payable by investors.

Repurchases

Units may be repurchased on a Dealing Day. A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units requesting that the Management Company repurchase the Units specified therein. Each Repurchase Notice shall be in integral multiples of 1 Unit or such other amount as the Management Company may in its discretion determine. The price at which Units will be repurchased should be equal to the Net Asset Value per Unit determined on the Valuation Day immediately preceding the relevant Dealing Day.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2015年5月末日現在）

	南アフリカ・ランド （を除きます。）	円 （を除きます。）
資産総額	352,691,083	3,600,975,957
負債総額	18,770,734	191,649,194
純資産総額（ - ）	333,920,349	3,409,326,763
発行済口数	24,581,296,219口	
1口当り純資産価格（ / ）	0.0135843	0.1387

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

（Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg）

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のもの（ただし、下記（ハ）をご参照下さい。）については本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者は、限られた議決権のみを有し、信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、信託証書第36条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、信託証書第37条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命する場合、信託証書第38条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、または信託証書第41条に基づき、信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、発行済受益証券数の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければなりません。従って、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、管理会社が受託会社と協議の上、書面により事前の同意を与えた場合に限り譲渡することができます。管理会社または事務代行会社が受益証券の譲渡（自己名義への変更を含みます。）を許可することは予定されていません。管理会社は、いかなる者（米国人、および制限付例外がありますが、ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約5,085万円）で、2015年5月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約339万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選可能です。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出できるものとします。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

死亡、辞任、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残りの取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するために、多数決により他の者を選任することができます。

いかなる会議においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会または取締役会は他の取締役に、また株主総会の場合は取締役以外の他の者であっても、当該会議の出席者の多数決で、暫定的議長として選任することができます。

さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネージャー1名およびジェネラル・マネージャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。具体的には、取締役会は、2013年法第7条の要件に基づき、管理会社の業務を効率的に遂行するために少なくとも2名の役員（以下「業務執行役員」といいます。）を任命します。

そのような任命は、取締役会がいつでも取り消すことができます。業務執行役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しません。任命された業務執行役員は、定款に規定されない限り、取締役会から付与された権限および義務を有します。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、口頭または書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくは証明可能なその他の電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役に指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、本人確認が可能な電話会議またはテレビ会議により取締役会に出席することができます。かかる通信手段は、取締役会に有効に参加することを確保する技術的要件を満たすものとし、取締役会の審議は中断されことなくネットワークに接続されるものとします。かかる通信手段により離れた場所で開催された取締役会は、管理会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとします。

取締役会は、取締役の半数が出席または他の取締役により代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。本人確認が可能なテレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数の計算においては出席とみなされるものとします。

すべての取締役が参加する電話会議は、すべての取締役の合意により、前述の他の規定に基づき適法に開催された取締役会とみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグの国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議事項が記載され各取締役が署名した単一または複数の書類によってこれを成立させることができます。かかる決議の日付は、最後に署名がなされた日とします。かかる書類は全体で決議を証明する議事録を構成します。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。ただし、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個人の行為によって管理会社を拘束することはできません。

法律または管理会社の定款により株主総会に明示的に留保されていないすべての権限は、取締役会の権限内にあるものとします。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行い、かつ管理会社の経営方針および目的を促進するための行為をなす権限を管理会社の業務執行役員に委任することができます。

管理会社は、2名の取締役の共同の署名または取締役会によりかかる権限が委任された他の者の自署により拘束されます。

(3)役員および従業員の状況

（2015年5月末日現在）

氏名	管理会社役職名	その他の兼職
増田真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 デピュティー・ジェネラル・マネジャー
中野隆幸	取締役	野村證券株式会社 商品企画部 課長
ジャンフランソワ・カプラス （Jean-François Caprasse）	取締役兼 業務執行役員	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、 取締役
アラン・フレデリック・ クラチェット （Alan Frederick Crutchett）	取締役	-
ヴィルジニ・ラグランジュ （Virginie Lagrange）	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー
アーンスト・アンド・ヤング・ ソシエテ・アノニム （Ernst & Young Société Anonyme）	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

（注）2015年5月末日現在、管理会社の従業員は6名です。

2【事業の内容及び営業の概況】

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに、投資顧問会社としてのトラストに関するポートフォリオ運用業務を委任し、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに、事務代行会社としてのトラストに関する管理業務を委任しました。

管理会社は、2015年5月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しており、管理投資信託財産額は約2.1兆円です。

（2015年5月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,695,133,938.74米ドル
		1	303,104,632.14ユーロ
		2	3,059,818,580.13豪ドル
		1	118,678,104.45カナダドル
		1	683,952,722.94ニュージーランドドル
		1	61,232,215.23英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	18	1,689,533,209.14米ドル
		7	165,662,289.78ユーロ
		13	518,288,239,574.01円
		9	913,722,123.55豪ドル
		4	51,247,815.02カナダドル
		5	352,664,148.40ニュージーランドドル
ケイマン諸島	その他のファンド	3	21,553,577.97英ポンド
		19	886,055,986.70米ドル
		1	333,920,349.37南アフリカ・ランド
		1	18,721,382.51ユーロ
		29	36,700,779,743.90円
		7	785,736,516.06豪ドル
		3	230,456,669.93ニュージーランドドル

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、トラストの管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をトラストの勘定で行い、トラストの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）ならびに受益証券1口当り純資産価格の計算についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与されたあらゆる権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の一部または全部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委託する権限を有します。管理会社は、一切の受託者または再受託者の行為を監督しなければなりません。管理会社は、管理会社の現実の故意による懈怠、詐欺もしくは過失または未必の故意による作為や不作為により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受託者または再受託者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関連するあらゆる訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の故意による懈怠、悪意、詐欺もしくは過失または未必の故意による作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。

管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、トラストまたはファンドを代理して、トラストまたはファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。管理会社の職務の一部は、事務代行会社、投資顧問会社、販売会社および代行協会員との各契約に基づいて、各々に委託されています。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任し、解任されることがあります。かかる辞任および解任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

管理会社は辞任後、ファンドの管理者として行為した期間中において、過去または現在の受益者から補償を受ける権利以外で、辞任した管理者に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2015年5月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝135.61円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2015年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2015年 3 月31日		2014年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1 年以内期限到来		401,155	54,401	432,756	58,686
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	11	8,050,201	1,091,688	7,788,467	1,056,194
		8,451,356	1,146,088	8,221,223	1,114,880
前払費用		18,750	2,543	29,489	3,999
資産合計		8,470,106	1,148,631	8,250,712	1,118,879
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	50,854	375,000	50,854
準備金					
法定準備金	4	37,500	5,085	37,500	5,085
その他準備金	4	1,130,000	153,239	1,290,000	174,937
繰越損益	4	5,255,936	712,757	3,899,759	528,846
当期損益	4	633,681	85,933	1,196,177	162,214
		7,432,117	1,007,869	6,798,436	921,936
引当金					
納税引当金	5	807,746	109,538	1,222,740	165,816
		807,746	109,538	1,222,740	165,816
非劣後債務					
買掛債権					
1 年以内期限到来	6	204,352	27,712	206,301	27,976
税金および社会保障債務					
税金債務		9,210	1,249	11,171	1,515

社会保障債務	16,681	2,262	12,064	1,636
	<u>230,243</u>	<u>31,223</u>	<u>229,536</u>	<u>31,127</u>
負債合計	<u>8,470,106</u>	<u>1,148,631</u>	<u>8,250,712</u>	<u>1,118,879</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2015年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2015年３月31日終了年度		2014年３月31日終了年度	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用					
その他対外費用	10、11	379,754	51,498	242,513	32,887
人件費					
給与および賃金	9	811,587	110,059	757,768	102,761
給与および賃金にかかる 社会保障費	9	71,873	9,747	67,087	9,098
その他営業費用		25,000	3,390	10,417	1,413
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額		1,916	260	—	—
所得税	5	110,827	15,029	167,619	22,731
当期利益		633,681	85,933	1,196,177	162,214
費用合計		<u>2,034,638</u>	<u>275,917</u>	<u>2,441,581</u>	<u>331,103</u>
収益					
純売上高	1	2,025,472	274,674	2,275,971	308,644
金融固定資産からの収益	8	—	—	137,023	18,582
その他利息およびその他金融 収益					
関連事業から派生する金額	7、11	9,166	1,243	28,587	3,877
収益合計		<u>2,034,638</u>	<u>275,917</u>	<u>2,441,581</u>	<u>331,103</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2015年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

2014年3月31日現在の項目の一部は、比較のため、必要に応じて修正再表示されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2015年3月31日および2014年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注４－準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2014年３月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759
前期の利益	—	—	1,196,177
資産税準備金の純取崩し	—	(305,000)	305,000
資産税準備金	—	145,000	(145,000)
2015年３月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2015年３月31日現在、配当不可能準備金は合計1,130,000ユーロであり、これは、2009年から2014年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2014年６月10日に行われた年次総会により、2008年の資産税準備金の全額である305,000ユーロが取り崩され、2014年度の資産税準備金として145,000ユーロが計上された。

注５－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注６－買掛債権

2015年３月31日および2014年３月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注７－その他利息およびその他金融収益

	2015年３月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年３月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益 / (損失)	9,166	25,540
派生商品および為替契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動	—	3,047
	9,166	28,587

注８－金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2015年３月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年３月31日 終了年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	—	136,762
受取配当金	—	261

—	137,023
---	---------

注9 - スタッフ

2015年3月31日に終了した年度中、当社は6名を雇用していた。

2014年3月31日現在、当社の従業員は6名であった。

注10 - その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
所在地事務報酬	119,250	25,000
コンサルタント報酬	45,224	—
海外規制費用	104,173	119,228
その他費用	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

注11 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

注12 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2015年3月31日現在、約16,039百万ユーロである（2014年：15,250百万ユーロ）。

注13 - 受取保証

当社は2014年4月23日に、当社がオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法の第8条第3項に規定される自己資本規制を遵守するために必要である場合に、2.5百万ユーロを限度としてノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが加算金を支払うことを保証する無期限の保証状をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから受領した。保証状は、2015年3月27日をもって終了した。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		401,155	432,756
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques			
and cash in hand	11	8,050,201	7,788,467
		<u>8,451,356</u>	<u>8,221,223</u>
PREPAYMENTS		<u>18,750</u>	<u>29,489</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>8,470,106</u></u>	<u><u>8,250,712</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
Legal reserve	4	37,500	37,500
Other reserves	4	1,130,000	1,290,000
Profit or loss brought forward	4	5,255,936	3,899,759
Profit or loss for the financial year	4	633,681	1,196,177
		<u>7,432,117</u>	<u>6,798,436</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	807,746	1,222,740
		<u>807,746</u>	<u>1,222,740</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	6	204,352	206,301
Tax and social security debts			
Tax debts		9,210	11,171
Social security debts		16,681	12,064
		<u>230,243</u>	<u>229,536</u>
TOTAL (LIABILITIES)		<u><u>8,470,106</u></u>	<u><u>8,250,712</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
CHARGES			
Other external charges	10, 11	379,754	242,513
Staff costs			
Salaries and wages	9	811,587	757,768
Social security on salaries and wages	9	71,873	67,087
Other operating charges		25,000	10,417
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings		1,916	---
Income tax	5	110,827	167,619
Profit for the financial year		633,681	1,196,177
TOTAL CHARGES		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>
INCOME			
Net turnover	1	2,025,472	2,275,971
Income from financial fixed assets	8	---	137,023
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	7, 11	9,166	28,587
TOTAL INCOME		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2015

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

When necessary, some captions as at March 31, 2014 have been restated to allow comparison.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2015 and 2014, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759
Previous year 's profit	---	---	1,196,177
Net release of net worth tax reserve	---	(305,000)	305,000
Net worth tax reserve	---	145,000	(145,000)
Balance as at March 31, 2015	37,500	1,130,000	5,255,936

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2015, the non-distributable reserve amounted EUR 1,130,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2009 to 2014.

As per Annual General Meeting held on June 10, 2014, the 2008 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 305,000 while a net worth tax reserve of EUR 145,000 was constituted for 2014.

Note 5 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 6 – Trade creditors

As at March 31, 2015 and 2014, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Other interest and other financial income

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	9,166	25,540
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	---	3,047
	<u>9,166</u>	<u>28,587</u>

Note 8 – Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>
Net realised gain on financial fixed assets	---	136,762
Dividend received	---	261
	<u>---</u>	<u>137,023</u>

Note 9 – Staff

During the year ended March 31, 2015 , the Company has employed 6 persons.

The Company had 6 employees as of March 31, 2014.

Note 10 – Other external charges

Other external charges comprises:

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>
Domiciliation fees	119,250	25,000
Consultancy fees	45,224	---
Overseas regulation fees	104,173	119,228
Other charges	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

Note 11 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2015 and 2014. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2015 and 2014 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

Note 12 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 16,039 million as at March 31, 2015 (2014: EUR 15,250 million).

Note 13 – Guarantee received

On April 23, 2014, the Company received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company would need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers. The guarantee letter was terminated with effective date on March 27, 2015.

4【利害関係人との取引制限】

受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運営を害するようなファンドに対する取引、例えば管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。

5【その他】

(1)定款の変更

管理会社の定款は、ルクセンブルグの法律の規定する定足数および投票の要件に従い、株主総会によって随時修正されます。

(2)事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法令の規定に従ってAIFの運用を管理するための関連する認可を有する他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

(3)出資の状況

該当事項はありません。

(4)訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

(Global Funds Trust Company)

資本金の額

2015年5月末日現在、500,000ユーロ（約6,781万円）（払込済株式資本）

事業の内容

受託会社は、1998年2月27日、ケイマン諸島で設立された免除会社です。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管会社および投資信託管理者として行為する認可をケイマン諸島の総督から得ています。

(2)保管会社および事務代行会社

名称

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

資本金の額

2015年5月末日現在、28,000,000ユーロ（約37億9,708万円）

事業の内容

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグの法に基づき1990年2月2日に公開有限責任会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3)販売会社および代行協会員

名称

野村證券株式会社

資本金の額

2015年5月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2015年5月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4)投資顧問会社

名称

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド

(Nomura Asset Management U.K. Limited)

資本金の額

2015年5月末日現在、4,744,391英ポンド（約8億9,939万円）

（注）英ポンドの円貨換算は、2015年5月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝189.57円）によります。

事業の内容

投資顧問会社は当初、NIMCOヨーロッパ・リミテッドとして1984年10月に英国法に基づき設立されました。同社は、その後、1987年12月に名称をノムラ・キャピタル・マネジメント(U.K.)リミテッドに変更しました。同社は、1997年10月1日に行われたグループ会社の再編の一環としてなされたノムラ・アセット・マネジメント（インターナショナル）リミテッドとの合併によって現在の名称に変更され、投資家、機関投資家その他の団体に対して、証券取引、短期金融商品その他に対する投資に関する助言・運用業務を提供しています。

投資顧問会社は、野村アセットマネジメント株式会社の完全子会社です。野村アセットマネジメント株式会社は、2015年3月末日現在、約38兆6,327億円の資産を運用しています。

投資顧問会社は、金融行為監督機構による規制を受けています。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づき、認可された投資信託管理者であり、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2015年改訂済）第5(2)条に基づく適用除外者として登録されています。

受託会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、受託会社は、信託証書に基づき受託会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委託する権限を有します。受託会社は、一切の受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。受託会社の現実の故意による懈怠、詐欺もしくは過失または未必の故意による作為や不作為により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

受託会社は、その職務の一部を保管会社に委託しています。

受託会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

受託会社は、（信託証書に基づく受託会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関連するあらゆる訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、受託会社の故意による懈怠、悪意、詐欺もしくは過失または未必の故意による作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。受託会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

受託会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。受託会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、トラストまたはファンドを代理して、トラストまたはファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

受託会社は、管理会社に対する60日以上前の書面による事前の通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の受託者の任命後にのみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の日または受託会社の清算開始から30日以内に管理会社が後任の受託者を決定し任命することができない場合、受託会社は、後任の受託者を任命するため、受益者の会議を招集します。受益者は、随時受益者の決議をもって、受託会社を解任し後任の受託会社を任命することができます。

(2)保管会社・事務代行会社

保管会社および事務代行会社は、その登記上の本店を、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)に有しており、ルクセンブルグ大公国の法において、また同法に基づく株式会社として組織された銀行であり、1990年2月2日に設立されました。

保管契約は、保管会社が当該シリーズ・トラストのために随時受領するすべての投資対象を、その帳簿の各シリーズ・トラスト用分離口座に記録および保持し、すべての投資対象（投資対象に関する証券および権原に関する書類を含みます。）が保管会社の金庫に保管されまたは安全な保管を行うために自己が適当とみなす自己の指図によるその他の方法により保有されるよう手配するものとし、保管会社が、当該シリーズ・トラストの口座のために随時受領するすべての現金を各シリーズ・トラスト用分離口座に保管し、そのようにして受領されたすべての現金を安全に保管する義務を負い、かつ保管契約に定めるとおり、当該シリーズ・トラストの口座のための授權された投資を行うためおよび一定のその他の支払のため、受託会社、事務代行会社または投資顧問会社の要求により当該シリーズ・トラストの口座から現金の支払を行うものとする旨を規定しています。

保管会社は、保管契約に基づき、当該シリーズ・トラストに対してその任務を遂行するにあたり、保管会社もしくは保管会社が任命した代理人側がなした故意による懈怠、詐欺、もしくは過失によらない作為もしくは不作為について、または保管契約に基づき、もしくは保管契約に従い、当該シリーズ・トラストに関する保管会社の職務の履行によって受託会社もしくは当該シリーズ・トラストが受けるもしくは被る損失もしくは被害について、受託会社またはシリーズ・トラストに対し責任を負いません。

保管契約に基づき、受託会社は、当該シリーズ・トラストに関するその任務を遂行するにあたり保管会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費およびあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（保管会社または保管会社が任命した代理人側の故意による懈怠、詐欺、または過失によるものを除きます。）に関し、当該各シリーズ・トラストの資産から保管会社を補償します。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

事務代行会社は、各シリーズ・トラストに対する事務代行者として行為し、当該各シリーズ・トラストに関し、管理業務（会計、純資産評価サービス、受益証券の発行登録および譲渡サービスを含みますがこれらに限られません。）を提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って通常、会計士、登録機関および名義書換代理人が行うその他すべての管理業務一般を遂行します。

事務代行会社契約に基づき、事務代行会社は、当該シリーズ・トラストに関する事務代行会社の義務もしくは任務の履行によって受託会社、管理会社もしくはシリーズ・トラストが受けるもしくは被る損失もしくは被害について、その従業員または代理人の側に故意による懈怠、詐欺、または過失がない場合、責任を負いません。管理会社は、事務代行会社契約に従って当該シリーズ・トラストに関する義務を遂行するにあたり事務代行会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費またはあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（事務代行会社の側の、もしくはその従業員もしくは代理人の側の故意の不履行、詐欺もしくは過失によるものを除きます。）に関し当該各シリーズ・トラストの資産から事務代行会社を補償することに同意します。

本規則の規定に従うことを条件として、事務代行会社は、その裁量で、その職務および責務の全部または一部を、いかなる者に対しても委託することができます。ただし、委託された者による職務または責務の履行について、事務代行会社が責任を負うものとします。

(3) 販売会社・代行協会員

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、日本における受益証券の募集の目的で、日本の投資家による受益証券の応募に応じるために、販売会社の指示に従い受益証券を販売会社に販売、交付し、または販売、交付せしめることを、合意します。

代行協会員契約に基づき、代行協会員は、JSDAの規則（その後の改正を含みます。）に規定される日本における代行協会員としての資格において、以下の業務を遂行します。

- (a) 適用ある日本の法令またはJSDAの規定に基づき随時作成を要求される日本語の目論見書をJSDAに提出すること。
- (b) ファンドの受益証券1口当り純資産価格を日本において公表すること。
- (c) 適用ある日本の法令またはJSDAの規定に基づき随時作成を要求されるファンドに関する財務書類およびその他の書類をJSDAに提出すること。
- (d) 受益証券が、外国証券の取引に関する規則に基づく選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。
- (e) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随しまたは必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員が代行協会員としての資格においてファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとします。

(4) 投資顧問会社

投資顧問契約に基づき、投資顧問会社は、信託証書の条項ならびに各シリーズ・トラストの主要な投資目的および投資方針に従うことを条件として、随時各シリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産の投資および再投資に関して完全な裁量および権限を有します。また、投資顧問会社は、各シリーズ・トラストの投資対象の選定、購入、換金および運用が、受託会社および／または管理会社の責任ではなく、すべて投資顧問会社の責任となることを前提に、任命されるものとします。投資顧問会社は本規則の目的上、トラストの「投資顧問」として行為し、それゆえ、本規則が投資顧問に関連する限りにおいて、投資顧問は本規則を遵守する責任を負います。

投資顧問契約に基づく任務を遂行するにあたり、投資顧問会社側の重大な過失、詐欺、悪意、故意による懈怠がない場合、投資顧問会社は、管理会社、いずれのシリーズ・トラストまたはいずれの受益者に対しても、任務の遂行の過程におけるもしくはそれと何らかの形で関連する作為もしくは不作為について、またはかかるシリーズ・トラストの投資対象の購入、保有もしくは販売により被るいかなる損失についても、責任を負いません。投資顧問会社は、投資顧問契

約に基づく任務の遂行または不履行において、投資顧問会社側の重大な過失、詐欺、悪意、故意による懈怠の結果、管理会社が被る訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に関して管理会社を補償します。ただし、かかる法的措置、費用、申立、損害、経費または請求が管理会社の重大な過失、詐欺、悪意、故意による懈怠の結果として発生した場合はこの限りではありません。管理会社は、かかるシリーズ・トラストに関する投資顧問契約に基づく任務の遂行または不履行において、管理会社側の重大な過失、詐欺、悪意、故意による懈怠の結果、投資顧問会社が被る訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に関して、当該シリーズ・トラストの資産からのみ、投資顧問会社を補償します。ただし、かかる法的措置、費用、申立、損害、経費または請求が、投資顧問会社の重大な過失、詐欺、悪意、故意による懈怠の結果として発生した場合はこの限りではありません。

本規則の規定に従うことを条件として、投資顧問会社は、管理会社の承認を得て、運用・助言上の任務の一部または全部を他の会社に委託することができます。また、投資顧問契約に基づく活動に関連して、投資顧問会社が任務を遂行する上での一助とするため、情報を得る目的で他者のサービスを受けることができます。ただし、投資顧問会社は、委託された者による職務の履行について、トラストに対し引続き責任を負うものとします。また、かかるサービスの対価は、投資顧問会社によって支払われるものとします。

3【資本関係】

上記に記載された他は、管理会社とその他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2013年改訂済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法（2013年改訂済）、会社管理法（2003年改訂済）または地域会社（管理）法（2015年改訂済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2013年12月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は約11,379であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託とは、その受益権に関する投資者が15名以内であり、（場合により）その過半数によって投資信託の取締役、受託会社またはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島において設立されたものでない特定の投資信託であって、ケイマン諸島において公衆に対する勧誘を行っているものである。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託それぞれにより投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を要約して作成された目論見書が法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判を得た者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われること、ならびに投資信託がケイマン諸島で設立または設定されたものでない場合、CIMAが認可した国または領域において設立または設定されることという要件を満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事

務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条第3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
 - (iii) 投資信託が「マスター・ファンド」（ミューチュアル・ファンド法に定義される。）であり、かつ
 - (A) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) 上記(i)および(ii)の類型に該当する投資信託は、投資信託とサービス提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF 1）、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記(iii)の類型に該当する「マスター・ファンド」の場合には、販売書類が存在しない場合は、かかるマスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF 4）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ゼネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、決算終了から6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得したまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延期することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

5 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、または（会社がユニット・トラストかにより）受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも

も2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー（場合による）の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改正）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改正）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。

(vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

(e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服するものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。

(f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

(g) 発行される株式は、額面株式または無額面株式である（ただし、いずれか一方とする。）。

(h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。

(i) 株式の買戻しも認められる。

(j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は、資本から株式の償還または買戻しをすることができる。しかし、資本から支払った後においても、会社は通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち支払能力を有していなければならない。

(k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

(l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。

(m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に一定の期間内に報告しなければならない。

(n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

(a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。

(b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

(c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法（2013年改訂済）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。

(d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

(e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

(f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

(g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

(h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

(i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

(a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

(b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免税リミテッド・パートナーシップ法である。

(c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（個人、法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

- (d) ゼネラル・パートナーは、例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的に業務に参加するなどの場合を除いては、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法律上の義務（パートナーシップ契約においてこれと異なる規定がある場合はそれに従う）を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法（2013年改正）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) リミテッド・パートナーの氏名および住所、リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップに参加する日付ならびにリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップを終了する日付の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている住所における登録事務所に、記録を維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、税務情報局法（2014年改正）に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにかかる出資金の返金額および返金日を記載した記録を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (vi) 有効な通知が交付された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間を上限とした期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託が、その投資者もしくは債権者にとって不利益となる方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- (a) 投資信託の免許を取消すこと、または第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
 - (d) 業務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告を行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法(2013年改正)の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。

- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産からグランドコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたはファンドが解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託の免許を取り消すことまたは第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消することができる。
8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立をすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたは投資信託管理者が解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取消することができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (i) CIMAに対して規制投資信託の主たる事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
- (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。

- (iv) 規制投資信託の業務に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立を行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の業務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改正）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまったとCIMAが認める場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法（2013年改訂済）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1 CIMAではない以下の者が解散の申立をなした場合

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許を受けた投資信託管理者
- (c) 常に規制投資信託である者
- (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者

CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立に係る審尋に出頭することができる。

9.2 解散の申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。

9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなす。

- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者の債権者集会に出席すること。
- (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
- (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して搜索をすること。
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する業務。
- (c) 投資信託管理者に関する業務。

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改正）または犯罪収益法（2014年改正）および薬物濫用法（2014年改正）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合（特に合同監視）。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の不法行為責任が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実証明

民事上の不法行為責任は、事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しても生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改正）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、契約解除に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が意図的になされた。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたると考えられるため、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を発生せしめないと考えられるが、現存の事実の表明となる方法で文言が作成され、それが誤りである場合には、不実の表明となりうる。

11.5 契約責任

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと結ぶので、ファンド（または受託会社）は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改正）第257条

会社の役員（あるいはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の業務について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、その者は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改正）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、その者が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2015年改正）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを同意なく個人的利益のためあるいは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 解散

13.1 会社

会社の解散は、会社法（2013年改正）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。解散は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている（参照：上記第7.17(c)項）。剰余資産は、もしあれば、信託証書の当該規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：上記第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを清算する責任を負っている。パートナーシップの清算後、ゼネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免税リミテッド・パートナーシップ登記官宛に解散届を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島における投資信託に対してまたはケイマン諸島における投資信託により行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して約定を取得することができる（上記第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含む。）（以下合わせて「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または

買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
- (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
- (iv) 本規則、会社法（2013年改正）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
- (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
- (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
- (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
- (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはそのインベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

(a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

(b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「インベストメント・アドバイザー」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供するために、当該投資信託によりまたはこれを代理して任命された事業体をいうが、かかる事業体により任命された副インベストメント・アドバイザーは含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2015年改訂済）別紙2第3項に記載される活動が含まれる。
- (b) インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提供者に通知しなければならない。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）の事前の承認を得なければならない。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければならない。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載された投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 現在、本規則は、一般投資家向け投資信託のインベストメント・アドバイザーが、ユニット・トラストまたは会社のいずれに対して助言を行っているかを区別している。これは、この区別に応じて、インベストメント・アドバイザーに対して異なる投資制限が適用されるためである。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合において、本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーがかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 当該一般投資家向け投資信託を代理して空売りを行うすべての証券の総額が当該投資信託の純資産総額を超える場合、このような証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託を代理して行う借入の総額が当該投資信託の純資産総額の10%を超える場合、このような借入を行ってはならない。ただし、(A)特殊な状況（一般投資家向け投資信託が他の投資信託、投資ファンドまたは他の種類の投資信託スキームと合併される場合を含むがこれに限定されない。）において、12ヶ月を超えない期間については、本項における借入制限を超過することができ、また(B)(I)一般投資家向け投資信託の目的がその証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産（不動産に対する権利を含む。）に投資することにある場合で、かつ(II)当該投資信託の資産の健全な運用の確保または当該投資信託の投資者の権利保護のためにかかる制限を超過する借入が必要であるとインベストメント・アドバイザーが判断する場合においては、本項における借入制限を超過することができる。
 - (iii) 投資会社ではないある会社の株式に関して、インベストメント・アドバイザーが運営するすべての投資信託の投資分とあわせて、かかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。

- (iv) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易でない投資の場合、一般投資家向け投資信託の保有するかかる投資の総額がその純資産総額の15%を超える投資を行ってはならない。ただし、かかる投資対象の評価方法が当該投資信託の目論見書に明確に開示されている場合、インベストメント・アドバイザーによる当該投資対象の取得は制限されない。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。
 - (vi) インベストメント・アドバイザー自身またはインベストメント・アドバイザーの取締役を相手に取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合において、本規則第21条(5)項はインベストメント・アドバイザーがかかる会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 投資会社ではないある会社の株式に関して、当該一般投資家向け投資信託の投資分がかかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託により発行された証券を取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項において、会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者が以下のいずれかに該当する場合、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項は、一般投資家向け投資信託を代理するインベストメント・アドバイザーがかかる会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者の株式、証券、権利またはその他の投資持分の一部または全部を取得することを妨げるものではない旨が規定されている。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたは他の種類の投資信託スキームである場合。
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンドまたは会社もしくは事業体からなる他の類似の構造もしくはグループの一部である場合。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略の一部または全部を直接的に推進する特別目的事業体である場合。
- (h) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメント・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で提供されなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
- (v) 監査人の氏名および住所。
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手順および条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手順および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) インベストメント・アドバイザー（下記事項を含む）。
 - (A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザーの登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【その他】

(1) 目論見書

目論見書の裏表紙に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載します。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用がない旨を目論見書の「投資リスク」の頁に記載します。

(2) 券面

原則発行されません。

独立監査人の報告書

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

受託会社 御中

我々は、マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド（以下「ファンド」という。）の2015年1月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

本報告書は、受託会社のためにのみ作成されるものである。我々の監査業務は、監査報告書にて表明することを求められている事柄を受託会社に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書または我々が作成する意見に関して、ファンドおよび受託会社以外のいかなる者に対しても責任を引き受けず、また負わない。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負い、また、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンドの2015年1月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動についてすべての重要な点を公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

財務書類に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。したがって、我々がかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2015年5月28日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Trustee

Money Select Trust - South African Rand Fund

We have audited the accompanying financial statements of Money Select Trust - South African Rand Fund (the "Trust") which comprise the statement of net assets, including the statement of investments, as of January 31, 2015, and the statement of operations and statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Money Select Trust - South African Rand Fund as at January 31, 2015, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Other matter

Supplementary information included in page 9 of the financial statements has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

ERNST & YOUNG LTD.

May 28, 2015

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2015年6月9日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド 受託会社 御中

我々は、マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド（以下「ファンド」という。）の2014年1月31日現在の純資産計算書、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

本報告書は、受託会社のためにのみ作成されるものである。我々の監査業務は、監査報告書にて表明することを求められている事柄を受託会社に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書または我々が作成する意見に関して、ファンドおよび受託会社以外のいかなる者に対しても責任を引き受けず、また負わない。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負い、また、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンドの2014年1月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動についてすべての重要な点を公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

財務書類に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。したがって、我々がかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2014年5月27日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Trustee

Money Select Trust - South African Rand Fund

We have audited the accompanying financial statements of Money Select Trust - South African Rand Fund (the "Trust") which comprise the statement of net assets as at January 31, 2014, and the statement of operations and statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Money Select Trust - South African Rand Fund as at January 31, 2014, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Other matter

Supplementary information included in page 9 of the financial statements has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

ERNST & YOUNG LTD.

May 27, 2014

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2014年6月4日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 4 June, 2014

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。